

新・相模原市

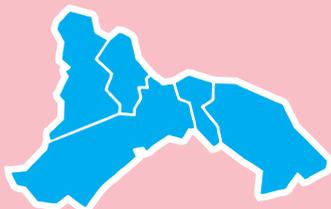


※ちょっとおしえてコール相模原の詳細は、裏表紙をご覧ください。

暮らしの

ガイドブック

—城山町・藤野町のみなさまへ—



相模原市+津久井町+相模湖町+城山町+藤野町

新・相模原市誕生
平成19年3月11日

ともに築こう 新たな未来

相模原市と城山町、藤野町は、平成19年3月11日に合併し、新しい「相模原市」が誕生します。このガイドブックでは、城山町と藤野町のみなさま向けに、合併後に必要となる手続きや新市の総合事務所（合併前の町役場）で行う業務内容などについてご紹介します。

暮らしのガイドブック

城山町・藤野町のみなさまへ



目次

● 合併後の住所	1
● 合併後の住所変更手続き	1
● 地域自治区	8
● 合併後の組織と業務	10
● 各課からのお知らせ	13
① 暮らしの窓口	13
② 税金	15
③ 国民健康保険・介護保険	18
④ 暮らしと環境(ごみ・資源、下水道、簡易水道、道路、仕事、住まい、環境、動物、まちづくり、その他)	21
⑤ 子育て(健康、保育、手当、教育)	31
⑥ 高齢者	36
⑦ 障害のある方(相談窓口、医療・手当・助成、各種サービス)	39
⑧ その他の福祉(生活保護、母子・父子家庭の方への援助、社会福祉協議会)	42
⑨ 保健・衛生	44
⑩ 広報・広聴	45
⑪ 消防・救急・急病診療	46
⑫ 文化・教養・レクリエーション施設	48
● 公共施設の名称変更	51
● 新「相模原市」の主な公共施設	52
● さがみはらネットワークシステム	57
● 市議会議員選挙	57

「暮らしのガイドブック」ご利用にあたって

- このガイドブックには、合併の日(平成19年3月11日)から適用となる内容を発行日現在の予定で掲載しています。
- 各項目の問い合わせ先は、平成19年3月11日現在の市役所本庁機関または総合事務所(合併前の各町役場)などの電話番号を掲載しています。
※市役所の組織は、平成19年4月1日に一部変更となる予定です。変更後の組織は、「広報さがみはら」3月15日号でお知らせしますので、ご確認ください。
- 身近な行政サービスについては、次の方法でも随時情報提供していきます。
 - ・「広報さがみはら」(毎月1日、15日発行)
 - ・「地域自治区広報紙」(毎月15日発行。ただし、第1号は平成19年4月15日の発行となります)
 - ・「暮らしのガイド『さがみはらナイスガイド'07-08』」(5月以降に各自治会を通じて配布する予定です)
 - ・「相模原市ホームページ」(随時更新<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>)

合併後の住所

合併に伴い、平成19年3月11日から住所の表示が次のように変わります。

「津久井郡」の部分が「相模原市」に、「城山町・藤野町」の「まち」と読んでいた部分が「ちょう」という読み方になります。

「城山町・藤野町」の後の町名・字名(注)と地番は変わりません。

(注)町名・字名とは、「城山町・藤野町」のすぐ後の「久保沢〇丁目」「川尻」「小淵」「牧野」などの名称です。

● 「住所の表示」変更の例

城山町	《合併前》 津久井郡城山 ^{まち} 町久保沢〇丁目〇番〇号 津久井郡城山 ^{まち} 町川尻〇〇番地		《合併後》 相模原市城山 ^{ちょう} 町久保沢〇丁目〇番〇号 相模原市城山 ^{ちょう} 町川尻〇〇番地
藤野町	《合併前》 津久井郡藤野 ^{まち} 町小淵〇〇番地 津久井郡藤野 ^{まち} 町牧野〇〇番地		《合併後》 相模原市藤野 ^{ちょう} 町小淵〇〇番地 相模原市藤野 ^{ちょう} 町牧野〇〇番地
相模原市	変わりません。		

● 藤野町の郵便番号が変わります。城山町の郵便番号は変わりません。

平成19年2月5日から藤野町・相模湖町の郵便番号が右表のとおり変更になります。なお、他の地域の郵便番号に変更はありません。

※郵便物は3月11日から新住所で発送してください。お知り合いの方には、なるべく早い時期に新しい郵便番号と住所の表示をお知らせください。

		変更前	変更後
藤野町	小 淵	199-0204	229-0204
	佐野川	199-0201	229-0201
	澤 井	199-0202	229-0202
	名 倉	199-0207	229-0207
	日 連	199-0205	229-0205
	牧 野	199-0206	229-0206
	吉 野	199-0203	229-0203
	上記に記載がない場合	199-0200	229-0000
相模湖町	小 原	199-0103	229-0103
	寸沢嵐 (新戸)	199-0211	229-0211
	(その他)	199-0106	229-0106
	千木良	199-0104	229-0104
	与 瀬	199-0101	229-0101
	与瀬本町	199-0102	229-0102
	若 柳	199-0105	229-0105
	上記に記載がない場合	199-0100	229-0000

● 電話番号は変わりません。

合併に伴う市外局番・市内局番・電話番号の変更はありません。

なお、相模原局(7××)と八王子局(6××)間の通話には、これまでどおり市外局番 **042** が必要です。

合併後の住所変更手続き

合併による住所の表示の変更に伴い、住所変更等の手続きが必要になる場合があります。2ページから7ページの一覧表を参考に手続きを行ってください。

なお、一覧表に掲載されていない項目については、ほとんどの場合で手続きは必要ありませんが、詳しくは、それぞれの関係機関の窓口等にお問い合わせください。

● 合併に伴う「住所の表示」の変更を証明する書類の発行

合併前・合併後の住所の表示の変更証明書(地番・個人名の記載なし)を3月12日から各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課及び各出張所・連絡所で発行します(申請は必要ありません)。また、希望される方には、個人名が入った証明書を発行しますので、住所変更の手続きに必要な方は、諸証明申請書により申請してください。手数料は無料です。

なお、2ページから4ページの一覧表の「項目」欄に※のある手続きには、「住所の表示」の変更を証明する書類が必要となります。住所の表示の変更証明書または個人名が入った証明書のいずれでも手続きできます。

● 国・県の官公署などの手続き

項目	手続	内容等	問い合わせ
国民年金第1号・第3号被保険者の住所 国民年金・厚生年金の年金受給者の住所	不要	社会保険庁で一括変更します。	相模原社会保険事務所 (TEL.042-745-8101)
政府管掌健康保険被保険者証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。被保険者証裏面の住所欄はご自分で訂正してください。なお、被保険者証が差替えとなる方は、相模原社会保険事務所から事業所宛てに通知されます。	
国民年金基金の受給者、加入者の住所	不要	国民年金基金で一括変更します。	神奈川県国民年金基金 (TEL.045-242-1907)
雇用保険失業給付の受給	不要	ハローワークで一括変更します。	相模原公共職業安定所 〔ハローワーク相模原〕 (TEL.042-776-8609)
雇用保険関係届	必要	育児休業手当を申請中の方のみ住所変更をお申し出ください。他は必要ありません。	
求人・求職関係届	必要	既に登録されている方のみ、来所された時に窓口で住所変更をお申し出ください。	
時間外労働協定届、就業規則、労災保険関係届、安全衛生関係届、労働安全衛生法による免許証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	相模原労働基準監督署 (TEL.042-752-2051)
特定機械等検査証	不要	住所変更を希望される方は、検査証に書替申請書を添えて手続きをすることができます。手数料は無料です。 なお、住所の表示の変更に伴い会社名を変更する場合には、書替えが必要です。	
土地登記簿、建物登記簿 (不動産の所在)	不要	不動産の所在は、変更の手続きは必要ありません。法務局で順次変更します。	横浜地方法務局 相模原支局 (TEL.042-753-2110)
土地登記簿、建物登記簿 (不動産の所有者、抵当権者、地上権者、仮登記権利者等の住所) ※	不要	旧住所を新住所と読み替える「みなし規定」により、変更する必要はありません。ただし、住所変更を希望される方は、登記申請書に新市が発行する証明書を添えて変更登記をすることができます。登録免許税は非課税(無料)です。	
商業登記簿、法人登記簿 (会社等の本店及び主たる事務所の所在地並びに役員等の住所)	不要	城山町、藤野町に本店等を置く会社・法人の本店及び主たる事務所の所在地並びに役員等の住所変更の手続きは必要ありません。法務局で順次変更します。	
公正証書に記載の住所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	相模原公証役場 (TEL.042-758-1888)

項目	手続	内容等	問い合わせ
小型船舶操縦免許 (②のみ※) 	不要	有効期限の更新手続きなどの機会に住所変更の手続きを行ってください。 ただし、更新前に住所変更を希望される方は、①または②の方法により手続きできます。 ①「免許証の再発行による訂正」 申請書に住民票の写しと免許証を添えて手続きできます。手数料は1,250円です。 ②「現有の免許証による訂正」 申請書に住民票の写し（新市が発行する証明書でも可）と免許証を添えて手続きできます。手数料は無料です。	関東運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 (TEL.045-211-7232)
普通自動車及び大型バイク（250cc超）の自動車検査証※	不要	使用者や所有者の住所は、新住所に変更したものとみなされ、合併前の記載のままでも有効となります。 ただし、住所変更を希望される方は、住民票の写し（新市が発行する証明書でも可）、使用者印と所有者印及び自動車検査証をお持ちのうえ、手続きをすることができます。申請がない場合は、継続検査後の自動車検査証は、旧住所の記載となります。	関東運輸局 神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 （ヘルプデスク TEL.050-5540-2037）
小型バイク（125cc超～250cc以下）の軽自動車届出済証※	不要	使用者や所有者の住所は、新住所に変更したものとみなされ、合併前の記載のままでも有効となります。 ただし、住所変更を希望される方は、住民票の写し（新市が発行する証明書でも可）、使用者印、所有者印及び軽自動車届出済証をお持ちのうえ、手続きをすることができます。	神奈川県軽自動車協会 相模支所 (TEL.046-285-1888)
軽自動車の自動車検査証※ 	不要	使用者や所有者の住所は、新住所に変更したものとみなされ、合併前の記載のままでも有効となります。 ただし、住所変更を希望される方は、申請用紙（35円）に使用者印と所有者印を押印のうえ、住民票の写し（新市が発行する証明書でも可）及び自動車検査証を添えて手続きをすることができます。申請がない場合は、継続検査後の自動車検査証は、旧住所の記載となります。	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 (TEL.046-284-4550)
旅券（パスポート）	不要	最終ページの所持人記入欄をご自分で訂正してください。他のページに書き込みをすると使用できなくなるおそれがありますので、ご注意ください。	神奈川県 パスポートセンター (TEL.045-222-0022)
自動車運転免許証※	不要	本籍・住所欄は更新時に変更します。 ただし、更新前に変更を希望される方は、津久井警察署または運転免許試験場で手続きをすることができます。手続きには新市が発行する証明書が必要です。	津久井警察署交通課 (TEL.042-780-0110) 神奈川県警察 運転免許試験場 (TEL.045-365-3111)

項 目	手続	内 容 等	問い合わせ
自動車保管場所証明書、通行禁止道路通行許可証、制限外積載許可証、設備外積載許可証、駐車許可証、道路使用許可証、荷台乗車許可証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	津久井警察署交通課 (TEL.042-780-0110)
猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証（建びょう）、刀剣類所持許可証、猟銃用火薬類譲受許可証	必要	許可証更新時または一斉検査時に住所変更の手続きを行ってください。手続きには許可証と印鑑をお持ちください。	津久井警察署生活安全課 (TEL.042-780-0110)
古物商許可証、風俗営業許可証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業務管理者資格証、警備業認定証	必要	合併後に住所変更の手続きを行ってください。手続きには許可証等と印鑑をお持ちください。	
不動産鑑定士（補）の変更登録※ 不動産鑑定業者の変更登録※	必要	合併後速やかに住所変更の手続きを行ってください。手続きには新市が発行する証明書が必要です。 不動産鑑定士（補）の変更登録は、登録免許税は非課税（無料）です。	神奈川県 建設業課宅建指導班 (TEL.045-210-6315)
宅地建物取引業者の変更の届出 宅地建物取引主任者の変更登録	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
建設業許可	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	神奈川県 建設業課建設業審査班 (TEL.045-210-6313)
宗教法人規則	必要	規則変更の認証手続きは不要ですが、合併後に所在地変更後の登記簿謄本または抄本を添えて、変更届を提出してください。	神奈川県 学事振興課宗教法人班 (TEL.045-210-3781)
私立学校（幼稚園）の学則	必要	合併後に学則変更届を提出してください。	神奈川県 学事振興課許認可班 (TEL.045-210-3768)
学校法人の寄附行為	必要	寄附行為変更の認可手続きは不要ですが、合併後に所在地変更後の登記簿謄本または抄本を添えて、変更届を提出してください。	
①液化石油ガス設備工事士免状、電気工事業法に関する登録等、第一種フロン類回収業の登録 ②狩猟免状	不要	変更を希望される方は、変更手続きを行ってください。	神奈川県県北地域 県政総合センター ①③環境課（相模原合同庁舎） (TEL.042-755-1121) ②環境課④地域農政推進課（津久井合同庁舎） (TEL.042-784-1111)
③高圧ガス保安法に関する許可等、液化石油ガス法に関する許可等、武器等取締法に関する許可、火薬取締法に関する許可等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
④動物用医薬品販売業許可証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
県営水道使用者の住所	不要	水道営業所で一括変更します。	神奈川県企業庁 津久井水道営業所 (TEL.042-784-4822)

● 市役所の手続き

「問い合わせ」欄の見かた

- 城：城山総合事務所（城山保健福祉センターに配置される課等を含む）の担当課等（電話番号は042-782-1111（代表）です）
 ● 藤：藤野総合事務所の担当課等（電話番号は042-687-2111（代表）です）
 ● 本：市役所本庁機関の担当課等（電話番号は「問い合わせ」欄をご覧ください）
 ● 津：津久井総合事務所（旧津久井町役場）の課等（電話番号は「問い合わせ」欄をご覧ください）
 ※ 津の場合は、城山町・藤野町の両方の区域を津久井総合事務所の課等が担当します。

総合事務所の代表電話番号〔城山〕TEL.042-782-1111〔藤野〕TEL.042-687-2111

項 目	手続	内 容 等	問 い 合 わ せ
原動機付自転車（125cc以下のバイク等） 及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート） 及び標識交付証明書	不要	合併前に交付されている標識（ナンバープレート）及び標識交付証明書は、廃車するまで引き続き使用できます。	● 城山市民課 ● 藤野市民課 ● 本 市民税課 (TEL.042-769-8297)
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 介護保険特定負担限度額認定証 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減 確認証 介護保険訪問介護利用者負担減額認定証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 詳しくは20ページをご覧ください。	● 城山福祉課 ● 藤野福祉課 ● 本 介護保険課 (TEL.042-769-8321)
児童扶養手当証書	不要	認定の内容は神奈川県から相模原市に引き継がれ、相模原市の証書を合併後に送付します。	● 城山福祉課 ● 藤野福祉課 ● 本 こども育成課 (TEL.042-769-8232)
児童手当	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
ひとり親家庭等医療費医療証 重度障害者医療費医療証 乳幼児医療費医療証 老人保健法医療受給者証 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証 老人保健特定疾病療養受療証	不要	平成19年3月中は現在の医療証等を、4月1日からは平成19年3月中に郵送する予定の新しい医療証等をお使いください。	● 城山福祉課 ● 藤野福祉課 ● 本 地域医療課 (TEL.042-769-8231)
障害福祉サービス受給者証（身体・知的障害者に限る） 自立支援医療（更生医療）受給者証	不要	住所変更の手続きは必要はありません。 相模原市の受給者証を合併後に送付します。	● 城山福祉課 ● 藤野福祉課
障害児福祉手当（国） 特別障害者手当（国） 在宅重度障害者等手当（県） 身体障害者手帳 療育手帳 特別児童扶養手当証書	不要	住所変更の手続きは必要はありません。	● 本 相模原福祉事務所 (TEL.042-750-6706) 〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」(TEL.042-769-9266)に変更となります〕
病院・診療所・助産所・施術所・歯科技工所の許可、届出	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 許可等の内容や業務は、神奈川県から相模原市に引き継がれます。 合併後の申請・届出は、相模原市保健所地域保健課津久井担当（津久井総合事務所）で受付します。	相模原市保健所 ● 津 地域保健課津久井担当 (TEL.042-780-1411) ● 本 地域保健課 (TEL.042-769-8343)
医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・臨床検査技師・理学（作業）療法士・診療放射線技師・視能訓練士・歯科技工士・准看護師・栄養士・管理栄養士等の免許	不要		

項目	手続	内容等	問い合わせ
被爆者健康手帳 特定疾患医療受給者証(県)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	相模原市保健所  保健予防課津久井担当 (津久井総合事務所) (TEL042-780-1412)
精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神通院)	不要	有効期限の更新手続きなどの機会に住所変更の手続きを行ってください。合併後の申請・受付は、城山町の方は、中央保健センター城山担当(城山保健福祉センター)で、藤野町の方は、津久井保健センター藤野担当(藤野総合事務所)で受付します。	相模原市保健所  保健予防課(ウェルネスさがみはら) (TEL042-769-8260)
①食品営業の許可 ②調理師・製菓衛生師等の免許 ③クリーニング師等の免許 ④クリーニング所・美容所・理容所の届出、旅館業・興行場・公衆浴場営業の許可 ⑤特定建築物、専用水道、簡易専用水道の届出 ⑥薬局・医薬品販売業の許可	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可等の内容や業務は、神奈川県から相模原市に引き継がれます。合併後の申請・届出は、相模原市保健所生活衛生課津久井担当(津久井総合事務所)で受付します。	相模原市保健所  生活衛生課津久井担当 (TEL042-780-1413) …①～⑥すべて  生活衛生課食品衛生担当 (TEL042-769-9234) …①～②  生活衛生課生活衛生担当 (TEL042-769-8347) …③～⑥
母子健康手帳 養育医療券(県) 小児慢性特定疾患医療給付決定書(県) 自立支援医療受給者証(育成医療)(県)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後の申請・受付は、城山町の方は、中央保健センター城山担当(城山保健福祉センター)で、藤野町の方は、津久井保健センター藤野担当(藤野総合事務所)で受付します。	相模原市保健所  中央保健センター城山担当(城山保健福祉センター)  津久井保健センター藤野担当(藤野総合事務所)  中央保健センター (TEL.042-769-8345) 〔4月1日以降は、「健康企画課」に変更となります〕
住民票、戸籍及び戸籍の附票 公的個人認証サービス	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
住民基本台帳カード (顔写真付きカード)	必要	他の市区町村でも住民票等の写しの交付を受けることなどにご利用できる「顔写真付きカード」を本人を確認するものとしてご利用の方は、住所変更の手続きが必要です。本人または同一世帯の方により、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課、各出張所及び牧野・佐野川連絡所で手続きを行ってください。	
外国人登録証明書	必要	本人または同一世帯の方により、各総合事務所の市民課または市役所本庁の戸籍住民課で住所変更の手続きを行ってください。	 城山市民課  藤野市民課  戸籍住民課 (TEL.042-769-8227)
印鑑登録証	不要	合併後も引き続き窓口で使用できますが、平日の夜間(午後8時まで)や土・日曜日、祝日に利用できる証明書自動交付機でも使用可能な「さがみはらカード」への切り替えをお勧めします。各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課、各出張所及び牧野・佐野川連絡所で手続きを行ってください。	
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証 特定疾病療養受療証 限度額適用・標準負担額減額認定証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。詳しくは19ページをご覧ください。	 城山市民課  藤野市民課  国民健康保険課 (TEL.042-769-8296)

項目	手続	内容等	問い合わせ
一般廃棄物に係る許認可 産業廃棄物に係る許認可 産業廃棄物多量排出事業者の届出 PCB特別措置法の保管届出 自動車リサイクル法の許可・登録等	不要	合併後の申請・届出は、市役所本庁の廃棄物指導課で受付します。	本 廃棄物指導課 (TEL.042-769-8335) ※本庁のみで取扱います。
大気、水質、ダイオキシン類、公害防止組織、県生活環境保全条例、浄化槽の設置等に係わる申請・届出	不要	許可の内容や業務は、神奈川県から相模原市に引き継がれます。 合併後の申請・届出は、城山町は環境保全課（市役所本庁）、藤野町は、津久井環境課（津久井総合事務所）で受付します。	本 環境保全課 (TEL.042-769-8241) 津久井環境課 (TEL.042-780-1404)
上水道使用者の住所 (旧藤野町営簡易水道給水地区)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
指定給水装置工事事業者 (旧藤野町営簡易水道給水地区)	不要	既に相模原市の指定を受けている工事店を除き、藤野町の指定給水装置工事事業者は、新市の指定給水装置工事事業者とみなします。 指定給水装置工事事業者証は引き換えて交付します。手数料は不要です。	藤野建設課 ※本庁では取扱いません。
指定下水道工事店	不要	既に相模原市の指定を受けている工事店を除き、城山町及び藤野町の指定工事店は、新市の指定工事店とみなします。指定工事店証は引き換えて交付します。指定工事店標示板を交付し、再交付手数料7千円を徴収させていただきます。	本 下水道管理課 (042-769-8268) ※本庁のみで取扱います。
下水道排水設備工事責任技術者	不要	城山町及び藤野町に登録をしている方は、新市へ登録したものとみなします。責任技術者証の引き換え交付は行いません。また、相模原市、城山町及び藤野町で重複する責任技術者証は、市役所本庁の下水道管理課へ返却してください。	

● その他の手続き

項目	手続	内容等	問い合わせ
郵便貯金通帳・証書、キャッシュカード、簡易保険証書	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、変更を希望される方は、お申し出ください。	各郵便局
電気使用者等の住所、電気使用等に係る各種承諾書・許可証等	不要	住所変更の手続きは必要ありませんが、変更を希望される方は、お申し出ください。	東京電力(株)カスタマーセンター (TEL.0120-995-776)
組合健康保険被保険者証	お問い合わせください	各健康保険組合にご確認ください。	各健康保険組合
預貯金通帳、定期預貯金証書、キャッシュカードなど		ほとんどの場合で住所変更の手続きは必要ありませんが、詳しくは各窓口にお問い合わせください。	各金融機関、農業協同組合等
生命・損害保険証書(証券)など			契約している保険会社
クレジットカード			契約しているクレジットカード会社
各種有価証券			各取り扱い窓口

【委員の任期】

2年（合併時は、平成19年3月11日から平成21年3月10日まで）

【委員の選任】

合併時には、地域や男女比も考慮した中で合併前に各町の町長から推薦があった方を市長が選任します。
委員に欠員が生じた場合や2期目以降については、地域協議会の意見を聴いて市長が選任します。

【委員の構成】

● 城山町地域協議会

推薦分野	推薦団体	人数
地域関係	自治会関係	4
	地域活動関係	2
保健福祉関係	保健福祉関係	2
産業経済関係	商工関係	2
	観光関係	1
	農林関係	1
教育関係	社会教育・学校教育・文化関係	4
学識経験者	議員経験者	4
公募		4
合計		24

● 藤野町地域協議会

推薦分野	推薦団体	人数
地域関係	自治会関係	8
	地域活動関係	1
保健福祉関係	福祉関係	1
	保健関係	1
産業経済関係	商工・観光関係	1
	農林畜産関係	1
教育関係	社会教育・学校教育関係	2
学識経験者	行政・教育経験者	1
	まちづくり関係者	1
	議員経験者	4
公募		2
合計		23

※合併時の公募委員は、平成18年11月～12月に募集しました。

● 地域自治区への支援制度

地域自治区のまちづくりと新市の一体化を円滑に進めるための支援制度を創設します。

■ 新市市民交流事業補助金

対象	市民団体やNPOなどが主体となって行う市民交流事業（参加者概ね30人以上）が対象です。
助成金額	1団体につき、年1事業とし、事業費の1/2以内の額（限度額10万円） 宿泊を伴う場合は20万円が限度（飲食費は対象外）
手続き	事業計画書、予算書等を作成のうえ、地域自治区事務所へ申請していただきます。

■ 地域創生まちづくり協働事業交付金

対象	住民、NPO、企業などが主体となり、地域の魅力づくりのため通年にわたって取り組む協働事業が対象です。 交付対象団体は、上記の主体が事業を企画、実施するために地域協議会とともに組織した実行委員会となります。
助成金額	城山町地域 400万円/年 藤野町地域 300万円/年（予定）
手続き	事業計画書、予算書等を作成のうえ、地域自治区事務所へ申請していただきます。

● 地域自治区についてのお問い合わせ

● 城山町地域自治区事務所 TEL.042-782-1111（代表）

● 藤野町地域自治区事務所 TEL.042-687-2111（代表）

※合併前は各町役場の合併担当課へお問い合わせください。

合併後の組織と業務

城山町と藤野町の各役場は、それぞれ『城山総合事務所』、『藤野総合事務所』に変わります。

また、これまで各役場が行っていた市民に身近な行政サービスは、基本的に各総合事務所で行われることとなります。

● 神奈川県が行っていた業務の一部は新「相模原市」が行います

これまで神奈川県が、県津久井合同庁舎（津久井保健福祉事務所や津久井土木事務所など）で行っていた城山町と藤野町の区域の業務の一部は、新市が引き継ぎ、主に津久井総合事務所（旧津久井町役場）で取り扱います。

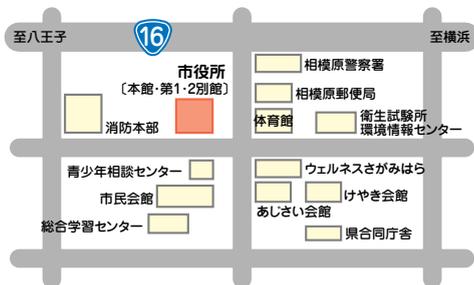
神奈川県が行っていた業務	対象区域	新たに担当する組織名
生活に困った方への援助（生活保護）に関すること	城山町区域 藤野町区域	相模原福祉事務所津久井班※【津久井総合事務所（第2別館1階）】※4月1日以降は、「相模原福祉事務所生活支援課津久井担当」に変更となります。
栄養改善業務・医療従事者等免許などの地域保健に関すること	城山町区域 藤野町区域	地域保健課津久井担当【津久井総合事務所（津久井保健センター1階）】
感染症・精神保健・難病対策などの保健予防に関すること	城山町区域 藤野町区域	保健予防課【本庁（ウェルネスさがみはら4階）】 保健予防課津久井担当【津久井総合事務所（津久井保健センター1階）】
食品営業施設等の許認可などの生活衛生に関すること	城山町区域 藤野町区域	生活衛生課津久井担当【津久井総合事務所（津久井保健センター1階）】
大気汚染等の規制及び指導に関すること	城山町区域	環境保全課【本庁（市役所本館5階）】
浄化槽の設置届出等に関すること	藤野町区域	津久井環境課【津久井総合事務所（本館2階）】
開発行為等の許可等に関すること	城山町区域	津久井建設課【津久井総合事務所（第2別館2階）】
建築確認審査に関すること	藤野町区域	

● 取り扱う窓口が変更になる業務

これまで城山町と藤野町の各役場で行っていた次の業務などは、城山町は市役所本庁機関または津久井総合事務所に、藤野町は津久井総合事務所に取り扱う窓口が変更になります。

取り扱う窓口が変更になる主な業務	対象区域	新たに担当する組織名・窓口
納税相談に関すること	城山町区域	納税課【本庁（市役所第2別館2階）】
	藤野町区域	津久井税務課【津久井総合事務所（本館1階）】
固定資産の調査・評価に関すること	城山町区域	資産税課【本庁（市役所第2別館2階）】
	藤野町区域	津久井税務課【津久井総合事務所（本館1階）】
公園等の整備・維持管理に関すること	城山町区域	公園課【本庁（市役所本館5階）】
	藤野町区域	津久井環境課【津久井総合事務所（本館2階）】
農業委員会の事務局	城山町区域 藤野町区域	西農業委員会事務局【津久井総合事務所（第1別館2階）】 ※西農業委員会事務局は、城山町・津久井町・相模湖町・藤野町の区域を担当します。

市役所周辺施設案内図



津久井総合事務所の庁舎の配置



開庁時間の変更

平成19年3月11日から城山総合事務所（旧役場）や藤野総合事務所（旧役場）と牧野及び佐野川連絡所（旧支所）の開庁時間が次のように変わりますので、ご注意ください。

変更前 午前8時30分から午後5時15分まで

変更後 午前8時30分から午後5時まで

城山町にお住まいのみなさまへ

城山町役場は、『城山総合事務所』に変わります。



城山総合事務所 TEL.042-782-1111(代表)

組織の名称

おもな業務内容

城山町地域自治区事務所

●本館1F

地域協議会に関すること
地域のまちづくりやコミュニティ活動の推進に関すること
芸術及び文化の振興に関すること／自治団体の育成に関すること
防災・防犯・交通安全に関すること／広報活動に関すること
情報公開に関すること／財産区に関すること
文書事務に関すること／庁舎等の管理に関すること など

城山福祉課

●城山保健福祉センター1F

医療費の助成に関すること
児童手当・児童扶養手当及び障害児者の手当の手続きに関すること
介護保険及び老人保健医療に関すること／高齢者の福祉サービスに関すること
身体障害者手帳や療育手帳の交付に関すること
身体及び知的障害児者の福祉サービスに関すること
保育園の入所に関すること
青少年健全育成に関すること／市立幼稚園に関すること など

中央保健センター城山担当

●城山保健福祉センター1F

健康診査、健康教育や健康相談等の保健事業に関すること
養育医療・自立支援医療（育成医療）等の申請受付に関すること
自立支援医療（精神通院）や精神障害者保健福祉手帳の申請受付に関すること
犬の登録等の受付に関すること など

城山市民課

●第1別館1F

戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に関すること
国民健康保険に関すること／国民年金に関すること
市政相談・市民相談に関すること／原動機付自転車等の登録・廃車に関すること
市税の収納に関すること／市税に係る諸証明の発行に関すること など

城山経済環境課

●本館2F

商工業の振興に関すること／観光振興・イベントに関すること
農業・林業の振興に関すること／里山の保全、緑地の維持管理に関すること
開発行為に係る緑化指導、公園に係る協議に関すること
鳥獣捕獲等の許可に関すること
美化推進、集団資源回収事業等に関すること など

城山建設課

●第1別館1F

開発行為等の事前相談等に関すること／市営住宅に関すること
自転車対策に関すること／道路の占用許可、道路台帳の閲覧に関すること
道路、下水道、河川及び水路の整備・維持補修・管理に関すること
下水道料金の収納に関すること／建築に係る総合相談に関すること など

城山教育課

●第1別館3F

児童及び生徒の就学に関すること／文化財の保存及び活用に関すること
公民館・公民館図書室の維持管理に関すること
社会教育関係団体に関すること
スポーツ団体の育成及び各種スポーツ大会等に関すること など

藤野町にお住まいのみなさまへ

藤野町役場は『藤野総合事務所』に、支所は連絡所になります。

牧野支所
佐野川支所

牧野連絡所
佐野川連絡所

- ①各種申請受付、各種証明発行
- ②財産区の管理運営
- ※②の事務は牧野連絡所のみで取り扱います。

藤野総合事務所の庁舎の配置図



藤野総合事務所 TEL.042-687-2111 (代表)

組織の名称

おもな業務内容

藤野町地域自治区事務所

●本館 1 F

地域協議会に関すること
地域のまちづくりやコミュニティ活動の推進に関すること
芸術及び文化の振興に関すること／自治団体の育成に関すること
防災・防犯・交通安全に関すること／広報活動に関すること
情報公開に関すること／財産区に関すること
文書事務に関すること／庁舎等の管理に関すること など

藤野福祉課

●本館 2 F

医療費の助成に関すること
児童手当・児童扶養手当及び障害児者の手当の手続きに関すること
介護保険及び老人保健医療に関すること／高齢者の福祉サービスに関すること
身体障害者手帳や療育手帳の交付に関すること
身体及び知的障害児者の福祉サービスに関すること
保育園の入所に関すること
青少年健全育成に関すること／市立幼稚園に関すること など

津久井保健センター藤野担当

●本館 2 F

健康診査、健康教育や健康相談等の保健事業に関すること
養育医療・自立支援医療（育成医療）等の申請受付に関すること
自立支援医療（精神通院）や精神障害者保健福祉手帳の申請受付に関すること
犬の登録等の受付に関すること など

藤野市民課

●本館 1 F

戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に関すること
国民健康保険に関すること／国民年金に関すること
市政相談・市民相談に関すること／原動機付自転車等の登録・廃車に関すること
市税の収納に関すること／市税に係る諸証明の発行に関すること など

藤野経済環境課

●本館 3 F

商工業の振興に関すること／観光振興・イベントに関すること
農業・林業の振興に関すること／鳥獣捕獲等の許可に関すること
開発行為に係る緑化指導、公園に係る協議に関すること
美化推進、集団資源回収事業等に関すること など

藤野建設課

●本館 3 F

開発行為等の事前相談等に関すること／建築に係る総合相談に関すること
藤野駅周辺駐車場の管理運営に関すること／市営住宅に関すること
道路の占用許可、道路台帳の閲覧に関すること
道路、下水道、河川及び水路の整備・維持補修・管理に関すること
下水道料金の収納に関すること／簡易水道等に関すること など

藤野教育課

●本館 2 F

児童及び生徒の就学に関すること／スクールバスの運行に関すること
文化財の保存及び活用に関すること／社会教育関係団体に関すること
公民館・公民館図書室の維持管理に関すること
スポーツ団体の育成及び各種スポーツ大会等に関すること など

各課からのお知らせ

合併に伴い変更となる行政サービスや窓口での手続きなど、みなさまの暮らしに特に関わりの深いものについてお知らせします。

「問い合わせ」欄の見かた

- 城：城山総合事務所（城山保健福祉センターに配置される課等を含む）の担当課等（電話番号は042-782-1111(代表)です）
 - 藤：藤野総合事務所の担当課等（電話番号は042-687-2111(代表)です）
 - 本：市役所本庁機関の担当課等（電話番号は「問い合わせ」欄をご覧ください）
 - 津：津久井総合事務所（旧津久井町役場）の課等（電話番号は「問い合わせ」欄をご覧ください）
- ※津の場合は、城山町・藤野町の両方の区域を津久井総合事務所の課等が担当します。

1 暮らしの窓口



戸籍・住民登録等の問い合わせ

● 城山市民課 ● 藤野市民課 ● 本 戸籍住民課 TEL.042-769-8227

● 住民票、戸籍及び戸籍の附票

内 容	住民異動、戸籍の届出や住民票の写し等各種証明書の発行などは、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課及びすべての出張所・連絡所で受付ます（牧野連絡所及び佐野川連絡所は住民異動や戸籍の届出も受付ますが、他の連絡所は証明書の発行のみ）。取扱い日時は、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く平日の午前8時30分から午後5時までです。なお、婚姻届や死亡届など戸籍関係の届出は、閉庁時でも、市内4カ所の休日窓口サービスコーナー（市役所本庁舎守衛室横、橋本・大野中・大野南の各出張所）及び各総合事務所でお預かりします（津久井中央連絡所の取扱い日時は、津久井市民課（TEL042-784-1141）へお問い合わせください）。
-----	---

そ の 他 住民票、戸籍及び戸籍の附票については、合併に伴う住所変更等の手続きは必要ありません。

住民基本台帳カード

住民基本台帳カードには「顔写真付き」と「顔写真無し」の2つのタイプがあります。「顔写真付き」のタイプには住所と生年月日が記載されており、本人を確認するものとして利用するほか、本市以外の市区町村で住民票の写しの交付を受け取ること等に使用できます。手続きは、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課、各出張所、牧野・佐野川連絡所で行います（串川・鳥屋・青野原・青根の各出張所、牧野・佐野川連絡所は住所等の変更のみ）。

● 印鑑登録・外国人登録

印 鑑 登 録 印鑑登録に関する手続きは、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課、各出張所及び牧野・佐野川連絡所で行います。印鑑登録証明書の発行は、各連絡所でも行います。

外 国 人 登 録 外国人登録に関する手続きは、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課で行います。外国人登録原票記載事項証明書の発行は、各出張所・連絡所でも行います。

●電話予約サービス

内 容 平日に電話で予約して、休日に受け取りができるサービスです。

手 続 き **予約** 年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く平日の午前8時30分から午後4時の間にTEL.042-769-9238（電話予約サービス専用電話）で受付

受取 手数料（1通300円）と、お越しになる方が本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。なお、印鑑登録証明書の交付を受ける場合は、必ず印鑑登録証（または「さがみはらカード」）もお持ちください（受取時間は、午前8時30分から午後5時までです）。

受 取 場 所	予約により取扱う証明書
休日窓口サービスコーナー （市役所本庁舎守衛室横、橋本・大野中・大野南の各出張所） ※橋本出張所：橋本駅北口「シティ・プラザはしもと」6階	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・戸籍の附票 ・印鑑登録証明書
各総合事務所（市民課窓口）	
津久井中央連絡所（津久井生涯学習センターに併設（津久井町三ヶ木））※取扱い日時は、津久井市民課（TEL.042-784-1141）へお問い合わせください。	



●市民相談事業

内 容 ①『市民相談』各総合事務所に市民相談員を配置し、夫婦、家族、隣近所などの日常生活上の悩み、心配ごとの相談をお受けします（午前9時～正午 午後1時～4時）。
【城山】毎週水曜日（注） 【藤野】毎月第2・4火曜日（注）

②『法律相談』相模原市に在住・在勤の方を対象に各総合事務所で開催します（午後1時30分～4時）。
【城山】毎月第2金曜日（注） 【藤野】6月・9月・1月・3月の第4金曜日（注）

（注）祝日を除きます。

手 続 き ②は予約制・先着順（各総合事務所の市民課で随時受付します）

問 い 合 わ せ ☎城山市民課 ☎藤野市民課 ☎市民相談課 TEL.042-769-8230

●消費生活相談

内 容 商品の品質や安全性、契約に関する疑問やトラブルの相談をお受けします。

相 談 日 月～金曜日（祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）
※北消費生活センターは毎日（第4月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

相 談 時 間 午前9時～正午、午後1時～4時

相 談 場 所	○北消費生活センター（橋本駅北口「シティ・プラザはしもと」6階）
窓 口	TEL.042-775-1770
	○相模原消費生活センター（JR相模原駅ビル「シティ・プラザさがみはら」4階）
	TEL.042-776-2511
	○消費生活相談コーナー（市南合同庁舎南市民相談室内）
	〔4月1日以降は「南消費生活センター」に変更となります〕
	TEL.042-749-2175

相 談 員 消費生活について知識と経験を有し市長から委嘱を受けた消費生活相談員が相談を受けます。

問 い 合 わ せ ☎消費生活課 TEL.042-769-9228〔消費生活課は4月1日以降は、北消費生活センター（橋本駅北口「シティ・プラザはしもと」6階）TEL.042-775-1779に移転します〕

2 税金



● 市税の納付、市税納期限等、口座振替、市税還付金の受取

市税の納付

- 城山町または藤野町で発行済みの納付書は、合併後も引き続き使用できます。
- 納付場所は、下記の金融機関（郵便局を含む）、各総合事務所の市民課、津久井総合事務所の津久井税務課、各出張所及び市役所本庁の納税課などです。
- 合併後に納付書の再発行が必要な場合は、津久井税務課または納税課などに連絡してください。
- 平成19年度から市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税（城山町の市街化区域内の土地・家屋）は、コンビニエンスストアやパソコン、ATM等でも納付できるようになります。
また、全期用納付書と期別納付書（4枚）がありますので、納付の際は注意してください。
- 市税の納付相談は、城山町の区域は納税課、藤野町の区域は津久井税務課が行います。

合併後に市税の納付及び口座振替が利用できる金融機関

横浜銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、山梨中央銀行（注1）、静岡銀行、スルガ銀行、住友信託銀行、東日本銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、八千代銀行、平塚信用金庫、西武信用金庫、城南信用金庫、多摩信用金庫、山梨信用金庫、中央労働金庫、神奈川県医師信用組合相模原支店、神奈川県歯科医師信用組合、ハナ信用組合、半原信用組合、相模原市農業協同組合、津久井郡農業協同組合、郵便局（注2）

（注1）山梨中央銀行は、口座振替が利用できません。

（注2）郵便局は、全国で口座振替が利用できますが、納付については、神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県及び山梨県に限ります。

市税納期限等

相模原市の納期に統合します。

- 納期限は原則として各納期の末日（12月は25日が納期限となります）ですが、末日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日（土・日・祝日以外の日）が納期限となります。
なお、口座振替の日は、各納期限の日ですので、口座残高の確認をお願いします。

口座振替

市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税（城山町の市街化区域内の土地・家屋））については、合併後も現在の登録口座で振替をしますので、改めて申し込みをする必要はありません。

- 固定資産税は、土地・家屋と償却資産を別々に口座振替します。また、合併後は藤野町の区域内についても城山町の区域内と同様に土地・家屋を単独所有分と共有所有分で別々に振替します。

○口座振替の結果は、預貯金通帳への記帳でご確認ください。

○口座振替申込、変更及び廃止

・ 手続場所 金融機関（郵便局を含む）、各総合事務所の市民課、津久井税務課、各出張所、納税課

・ 持ち物 預貯金通帳、届出印、納付書

口座振替申込、変更及び廃止の手続きは合併後にお願いします。

市税還付金の受取

市税還付金の受取りは口座振込をご利用ください（総合事務所の窓口では受領できません）。なお、還付金額が10万円以下の場合は、通知日から1か月間に限り相模原市内の横浜銀行各支店で受領できます。

問い合わせ

☎ 納税課TEL.042-769-8225

☎ 津久井税務課（藤野町の区域の納付相談に限る）TEL.042-780-1401

●個人の市・県民税

税 率	合併による税率の変更はありません。 なお、平成19年度からは、国から地方への税源移譲と県民税の超過課税が実施されるため、次の税率に改正されます。 ・均等割 市民税 3,000円 県民税 1,300円 ・所得割 市民税 一律6% 県民税 一律4.025% (県民税については、水源環境の保全・再生のための財源として超過課税が実施されるため、均等割1,000円に300円が、所得割4%に0.025%の税率が上乘せされます)
納 期	相模原市の納期に統合します。 ○普通徴収 第1期：6月 第2期：8月 第3期：10月 第4期：1月 ○特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで
納税通知書	平成19年度の普通徴収の納税通知書は、6月1日に発送する予定です。また、特別徴収の税額通知書は、各特別徴収義務者へ5月中旬に発送する予定です。
そ の 他	平成19年度の申告書(平成18年中の収入の申告)は、各町役場の税務課に提出してください。なお、合併後は、各総合事務所の市民課でも受付します。
問 い 合 わ せ	☎ 市民税課 TEL.042-769-8221

●法人市民税

税 率	○法人税割の税率 相模原市の税率に統合します。ただし、平成18年度に限り不均一課税を実施し、城山町または藤野町の区域のみに所在する単独の法人には、相模原市の税率を適用せず、合併前の各町の税率で法人税割を計算します。 ○均等割の税率 税率の変更はありません。ただし、合併期日が属する事業年度は地方税法施行令の定めにより、特別な計算方法を用います。	【法人税割の税率】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等	税 率	10億円以上	14.7%	5億円以上	13.5%	5億円未満	12.3%
資本金等	税 率									
10億円以上	14.7%									
5億円以上	13.5%									
5億円未満	12.3%									
申告・納付期限	原則として事業年度終了の日から2か月以内									
そ の 他	詳細については、決算期日を迎えた法人に送付する申告書に、計算方法を記した説明書等を同封しますので、ご覧ください。なお、申告書は、各総合事務所の市民課でも受付します。									
問 い 合 わ せ	☎ 市民税課 TEL.042-769-8297									



●軽自動車税

税 率	農耕作業用の小型特殊自動車の税率は、相模原市の税率(1,000円)に統合します。その他の車種の税率は、合併による変更はありません。
納 期	5月11日から31日まで
納税通知書	平成19年度の納税通知書は、5月11日に発送する予定です。
そ の 他	原動機付自転車及び小型特殊自動車の新規登録、名義変更及び廃車等の手続は、各総合事務所の市民課でも取扱います。
問 い 合 わ せ	☎ 市民税課 TEL.042-769-8297

● 固定資産税

税率等	税率（1.4%）の変更はありません。評価の基準となる賦課期日（平成19年1月1日）が合併前であることから、評価の取扱いは合併前の各町の基準によります。（注）
納期	相模原市の納期に統合します。 第1期：5月 第2期：7月 第3期：9月 第4期：12月（第4期は25日が納期限）
納税通知書	平成19年度の固定資産税納税通知書は、土地・家屋と償却資産に分けて5月1日に発送する予定です。なお、平成19年度に限り、合併前の各市町の区域ごとの資産に分けてお送りします。
問い合わせ	城山町の区域内の固定資産は ☎ 資産税課 TEL.042-769-8223 藤野町の区域内の固定資産は ☎ 津久井税務課 TEL.042-780-1401 （ただし、償却資産については ☎ 資産税課 TEL.042-769-8223で取り扱います）

※城山町では従前、「土地・家屋名寄帳兼課税明細書」を4月1日にお送りしていましたが、合併に伴い「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税明細書」として5月1日発送予定の納税通知書にあわせてお送りします。

（注）城山町の市街化区域内の農地については、相模原市が三大都市圏の特定市のため宅地並課税の対象農地となりますが、合併新法の経過措置により平成20年度から平成24年度までの5年度分は合併前と同様に農地並課税が継続されます。〔保全する農地として生産緑地地区に指定された区域内の農地は、農地としての課税対象となります（生産緑地地区については、29ページをご覧ください）〕

● 都市計画税（城山町の市街化区域内の土地・家屋）

税率等	税率（0.3%）の変更はありません。評価の基準となる賦課期日（平成19年1月1日）が合併前であることから、評価の取扱いは合併前の町の基準によります。（注）
納期	相模原市の納期に統合します。 第1期：5月 第2期：7月 第3期：9月 第4期：12月（第4期は25日が納期限）
納税通知書	平成19年度の都市計画税納税通知書（固定資産税納税通知書にあわせて記載）は、5月1日に発送する予定です。なお、平成19年度に限り、合併前の各市町の区域ごとの資産に分けてお送りします。
問い合わせ	☎ 資産税課 TEL.042-769-8223

● 事業所税

内容	事業所税は、人口30万以上の都市の都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるための目的税で、資産割と従業者割で構成されています。なお、合併により新たに課税対象となる城山町または藤野町に所在する事業所等は、合併年度を含む6年度（平成23年度まで）の間は課税されません。
納税義務者	市内で事務所または事業所において事業を行う法人もしくは個人
税率	○資産割 事業所床面積1㎡当り600円 ○従業者割 従業者給与総額の0.25%
免税点	○資産割 市内の全事業所の面積が1,000㎡以下 ○従業者割 従業者数が100人以下 ※事業所の面積が700㎡または従業者数が70人を超える場合は、申告のみしていただきます。
算定期間	○法人 法人の事業年度 ○個人 1月1日から12月31日
申告期限	○法人 事業年度終了の日から2か月以内 ○個人 1月1日から12月31日までの分を翌年の3月15日まで
合併に伴う課税免除	合併により新たに課税対象となる事業所等において、次の期間に行われる事業については、課税免除となります。なお、課税免除の期間内については、相模原市内の事業所の合算した面積が700㎡または従業者数が70人を超える場合は、申告のみしていただきます。 ○法人 平成18年4月1日から平成24年3月31日までに終了する事業年度分の事業 ○個人 平成18年1月1日から平成23年12月31日までの個人事業
受付窓口	申告書は、各総合事務所の市民課でも受付します。
問い合わせ	☎ 市民税課 TEL.042-769-8297

●入湯税

税 率	入湯客1人1日について150円
課 税 免 除	○年齢12歳未満の方 ○共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方 ○入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する方
問 い 合 わ せ	☎ 市民税課 TEL.042-769-8297

③ 国民健康保険・介護保険

1 国民健康保険



●国民健康保険税（賦課・納税通知書・納付方法）

税 率	平成19年度からは、相模原市の税率が適用されます。【国民健康保険税(年額)】平成19年度 平成18年度以前については、合併前の各町の税率となります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税率・金額</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>5.76%</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>6.60%</td> <td>1.73%</td> </tr> <tr> <td>均等割(1人あたり)</td> <td>33,000円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>平等割(1世帯あたり)</td> <td>22,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税率・金額		医療分	介護分	所得割	5.76%	1.15%	資産割	6.60%	1.73%	均等割(1人あたり)	33,000円	6,900円	平等割(1世帯あたり)	22,800円	5,400円
区 分	税率・金額																		
	医療分	介護分																	
所得割	5.76%	1.15%																	
資産割	6.60%	1.73%																	
均等割(1人あたり)	33,000円	6,900円																	
平等割(1世帯あたり)	22,800円	5,400円																	

納 期	平成19年度からは、6月から3月までの10回（期）となります。 納期限は原則として各月の末日ですが、末日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日（土・日・祝日以外の日）が納期限となります。なお、12月（7期）は25日が納期限となります。
-----	--

納 税 通 知 書
(平成19年度当初) 国民健康保険の有資格者が属する世帯主に6月上旬に発送します。

合 併 前			合 併 後			
城山町	7月発送	8回（期）	⇒	相模原市	6月発送	10回（期）
藤野町	4月発送	6回（期）				

問 い 合 わ せ ☎ 城山市民課 ☎ 藤野市民課 ☎ 国民健康保険課 TEL.042-769-8296

納 付	銀行、郵便局などの金融機関、コンビニエンスストア、各総合事務所の市民課、各出張所及び市役所本庁の国民健康保険課の窓口などで納付してください。なお、城山町または藤野町で発行済みの納付書は、合併後も引き続き使用できますが、コンビニエンスストアでは納付できません。
-----	---

口 座 振 替	現在、国民健康保険に加入していて口座振替をご利用の方は、合併後も現在の登録口座で振替をしますので、改めて申込みをする必要はありません。納期限の日引き落とししますので、口座残高の確認をお願いします。
---------	--

そ の 他	納付には便利な口座振替をご利用ください。申込み方法は、各総合事務所の市民課及び国民健康保険課にお問い合わせください。
-------	--

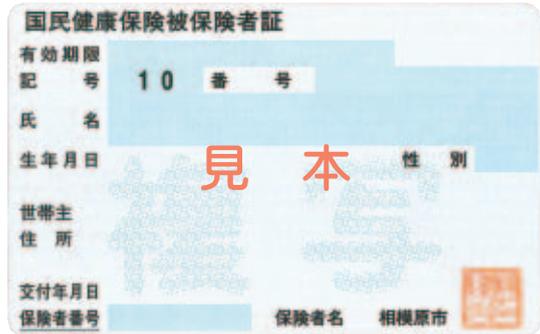
問 い 合 わ せ ☎ 城山市民課 ☎ 藤野市民課 ☎ 国民健康保険課 TEL.042-769-8234

● 国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、 限度額適用・標準負担額減額認定証の郵送

平成19年4月1日から使用する国民健康保険被保険者証等を次のとおり郵送する予定です。
なお、城山町または藤野町で発行した被保険者証等は、3月31日まで使用できますので、4月になりましたら、各総合事務所の市民課、市役所本庁の国民健康保険課または各出張所に返却してください。

名 称	対 象	郵送方法・時期	備 考
国民健康保険被保険者証（注1）	国民健康保険の有資格者	配達記録・3月中旬	合併後に相模原市から郵送します。
高齢受給者証	次の①～③のすべてに該当する方 ①国民健康保険の有資格者であり、②老人保健法医療受給者証をお持ちでなく、③平成19年4月1日時点で満70～74歳の方		

（注1）「国民健康保険被保険者証」は、見本のとおり個人ごとのカードサイズに変わります。



問い合わせ 城山市民課 藤野市民課 国民健康保険課 TEL.042-769-8296

名 称	対 象	郵送方法・時期	備 考
特定疾病療養受療証	城山町または藤野町から特定疾病療養受療証の交付を受けている方	普通郵便・3月下旬	合併後に相模原市から郵送します。
限度額適用・標準負担額減額認定証（注2）	城山町または藤野町から限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方		

（注2）「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、70歳未満の方については、改めて申請が必要となりますので、3月上旬に更新の通知を発送します。

問い合わせ 城山市民課 藤野市民課 国民健康保険課 TEL.042-769-8235

● 健康診査等委託事業

内 容	国民健康保険加入者の健康づくりを支援するため、30歳代の国民健康保険加入者には協力医療機関での健康診査料の一部を助成します。自己負担額は、1,000円です。
対 象	昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた方で、国民健康保険税に未納のない世帯の方
受 検 期 間	平成19年7月1日から平成19年11月30日まで
申 込 方 法	平成19年6月15日から10月31日の間に市役所本庁の国民健康保険課企画給付担当に電話でお申し込みください。 ※「広報さがみはら」6月15日号などに募集記事を掲載する予定です。
そ の 他	40歳以上で、職場等で健康診断を行う機会がない方を対象とした基本健康診査については、相模原市保健所中央保健センター（TEL.042-769-9220）にお問い合わせください。

問い合わせ 城山市民課 藤野市民課 国民健康保険課 TEL.042-769-8235



2 介護保険

● 介護保険料

内 容 介護保険料は、相模原市、城山町及び藤野町の保険給付費等の見込額を基に算定をした結果、現在の相模原市の保険料と同額になります。
保険料は毎年6月にお知らせをします。

保険料額

段 階	要 件	年額保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	19,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の方	24,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える方	33,600円
第4段階	世帯の中に市民税課税の方がいる場合で、本人が市民税非課税の方	48,000円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	57,600円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	72,000円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	84,000円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	96,000円

※ 市民税の老年者非課税措置が廃止されたことにより介護保険料段階が上昇する方は、保険料の緩和措置があります。また、世帯の生計を主として維持する者が失業等によって収入が著しく減少した場合などにより、保険料の納付が難しい方を対象に保険料の徴収猶予や減免を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

納 期 ○普通徴収の納期は、6月から翌年3月までの10回（期）になります。
○特別徴収の納期は、これまでどおり年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）です。

問 い 合 わ せ 城山福祉課 藤野福祉課 介護保険課 TEL.042-769-8321

● 介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証等の郵送

平成19年4月1日から使用する介護保険被保険者証等を次のとおり郵送する予定です。
城山町または藤野町で発行した被保険者証等は、3月31日まで使用できますので、4月になりましたら、各総合事務所の福祉課、各出張所・連絡所または市役所本庁の介護保険課に返却してください。

名 称	郵送方法・時期
介護保険被保険者証	普通郵便 3月下旬
介護保険負担限度額認定証	
介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	
介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）	
介護保険訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置）	

問 い 合 わ せ 城山福祉課 藤野福祉課 介護保険課 TEL.042-769-8321

● 要介護認定等各種申請事務

内 容 要介護認定申請などの介護保険に係る各種申請や相談は、今までどおり各総合事務所の福祉課で受付します。

手 続 き 要介護認定申請時には、申請書及び介護保険被保険者証の提出をお願いします。なお、城山町についてはこれまでと異なり介護保険被保険者証は、申請時に回収し、代わりに「介護保険被保険者資格者証」を交付します。

問 い 合 わ せ 城山福祉課 藤野福祉課 介護保険課 TEL.042-769-8342

4 暮らしと環境

1 ごみ・資源

「ごみ・資源の出し方や収集日、収集回数」などに変更はありませんが、粗大ごみの戸別収集の申込み方法が変更となりますのでご注意ください。



※詳しくは、平成19年3月に配布する津久井地域版のパンフレット「ごみと資源の日程・出し方」をご覧ください。

●粗大ごみの戸別収集

平成19年3月12日（月曜日）から、次のとおり粗大ごみの戸別収集の申込み方法が変更になります。

- ・電話受付が津久井クリーンセンターから「粗大ごみ受付事務所」になります。
- ・手数料の支払いが立ち会いによる現金支払いから、立ち会いが不要の「粗大ごみ収集シールによる前払い」になります。
- ※粗大ごみ処理手数料額の変更はありません。

- 電話による申込み……粗大ごみ受付事務所 TEL.042-774-9933
※おかけ間違いのないようご注意ください。
- 受付時間……月～金曜日（祝日・12月29日から1月3日までを除く）
午前9時～午後6時（昼休みの時間帯も受付できます）
※月曜日の午前中は電話が込み合うことがあります。
- 収集日……申込みからおよそ7～10日後になります。
- 収集時間……午前8時30分～午後4時ごろ（収集時間の指定はできません）
- 持ち出し場所……一戸建て（敷地内の門の脇等へ）
集合住宅（1階の分かりやすい所へ）

粗大ごみ収集シール見本



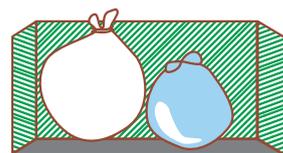
申込みから収集まで

①申込み	<p>確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品目・個数 2. 持ち出し場所 3. 処理手数料 4. 収集日 5. 「粗大ごみ収集シール」取扱店 		<p>申込みの際に、処理手数料や収集日をお伝えしますので、お間違いのないように必ずメモをとってください。 ※家具は大きさを測ってから申込みをしてください。</p>
②手数料の支払い	<p>「粗大ごみ収集シール」取扱店で処理手数料を納入し、「粗大ごみ収集シール」を受領してください。 ※領収印があることを確認してください。</p>		<p>「粗大ごみ収集シール」取扱店については、平成19年3月に配布する津久井地域版のパンフレット「ごみと資源の日程・出し方」をご覧ください。</p>
③持ち出し	<p>「粗大ごみ収集シール」に名前または受付番号を記入し、それぞれの品物に貼って、収集日の朝8時30分までに持ち出し場所に出してください。</p>		<p>受付番号は、申込みの際に確認できます。</p>
④収集	<p>市が委託した粗大ごみ収集作業員が持ち出し場所から収集します。</p>		<p>家の中からの持ち出しは行いません。 ※立ち会いは不要です。</p>

問い合わせ 津久井クリーンセンター TEL.042-784-2711
北清掃工場 TEL.042-779-1110

●ごみ集積所（ごみステーション）の新設・移設・廃止

受付窓口 津久井クリーンセンター TEL.042-784-2711
 城山経済環境課 藤野経済環境課



● 集団資源回収事業

内 容	資源回収を定期的に行っている団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付しています。
対象・助成金額・手続き	当面は、城山町及び藤野町の地域ごとに現行の制度(対象、助成金額、手続き)が適用されます。
受付・問い合わせ	● 城山経済環境課 ● 藤野経済環境課

● 生ごみ処理容器購入助成事業

内 容	家庭から出る生ごみをたい肥化・減量化する容器を購入する方への助成内容が変わります。
対 象	○対象容器 家庭用の2,000円を超える生ごみ処理容器 一世帯につき1台まで（コンポスト化容器は2台まで） ○対 象 者 市内に居住し、市内の販売店で購入する方 ・市外の販売店で購入した場合、通信販売やインターネット販売は助成の対象になりません。 ・市内の販売店であれば、量販店、金物店、ホームセンター等の種類は問いません。
助 成 金 額	購入金額の2分の1以内（限度額30,000円）
手 続 き	申請方法は、個人（本人）申請と指定店（代理）申請があります。 ○個人（本人）申請の場合 購入前に城山経済環境課、藤野経済環境課または市役所本庁のごみ減量推進課に問い合わせ、申請書類を入手してください。 購入後に領収書等を添えて申請書類を提出してください。後日、金融機関の口座に助成金額を振り込みます。 ○指定店（代理）申請の場合 市が指定した販売店で購入する場合は、販売店が本人に代わって申請を行います。助成金額を差し引いた金額で購入することができますので、必ず印鑑をお持ちください。 指定販売店以外の代理申請は認めていません。 ※この制度は、平成19年3月11日以降に生ごみ処理容器を購入した場合に適用されますので、ご注意ください。
問 い 合 わ せ	● 城山経済環境課 ● 藤野経済環境課 ☎ ごみ減量推進課 TEL.042-769-8245〔4月1日以降は、「資源循環推進課」に変更となります〕



● し尿のくみ取り

内 容	合併後も変更ありません。
問 い 合 わ せ	津久井クリーンセンター TEL.042-784-2711

● 浄化槽汚泥の清掃

内 容	許可業者による清掃で合併後も変更ありません。 ※浄化槽の清掃は、年1回（全ばっ気方式の浄化槽は6月ごとに1回）の清掃が浄化槽法で義務づけられています。
問 い 合 わ せ	津久井クリーンセンター TEL.042-784-2711 ● 城山経済環境課 ● 藤野経済環境課

● 路上の犬・ネコなどの小動物の死体処理の連絡

問 い 合 わ せ	● 城山経済環境課 ● 藤野経済環境課
-----------	---------------------

● 合併処理浄化槽設置補助事業

対 象	公共下水道の整備予定のない区域（公共下水道認可区域以外）において、合併処理浄化槽を設置される方 ※対象となる地域等により条件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
補 助 金 額	浄化槽を設置する区域及び人槽によって金額が異なります。
手 続 き	補助金交付申請は、必ず工事の着手前に行ってください。
そ の 他	浄化槽法に基づく設置届出の審査、または建築基準法に基づく確認を受けずに設置した場合は、補助対象になりません。また、設置された合併処理浄化槽については、適正な維持管理（法定検査、保守点検、清掃）が必要となります。
受 付 問 い 合 わ せ	城山町の方は ☎ 環境保全課 TEL.042-769-8241 藤野町の方は ☎ 津久井環境課 TEL.042-780-1404

2 下水道

● 下水道使用料・下水道事業受益者負担金及び受益者分担金

使 用 料 相模原市の制度に統合します。

【1か月あたりの使用料】

区 分		排水量	金額(円)
一般汚水	基本額	8m ³ 以下の分	550
		8m ³ を超え15m ³ 以下の分	90
	加算額 (1m ³ につき)	15m ³ を超え20m ³ 以下の分	95
		20m ³ を超え30m ³ 以下の分	110
		30m ³ を超え50m ³ 以下の分	120
		50m ³ を超え100m ³ 以下の分	145
		100m ³ を超え300m ³ 以下の分	160
		300m ³ を超え1,000m ³ 以下の分	190
		1,000m ³ を超える分	225
公衆浴場汚水	排水量1m ³	5	



○平成19年3月分の下水道使用料

3月10日までの分については、合併前の各町料金を、3月11日以降の分については相模原市の料金を適用し、おのおのに算出したその額の合算額に消費税額を加算した額となります。

○使用料の減免

合併前の各町で使用料の減免を受けている方についても、3月11日から相模原市の制度が適用されますが、合併日をまたがった請求分のみは、合併前の各町の制度が適用されます。新たに減免の対象となる世帯の方については、手続きが必要となるものがあります。減免の条件や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。なお、これまで城山町では町民税所得割非課税世帯のみ減免対象としていましたが、合併後、下表に該当する世帯は市民税の額にかかわらず減免の対象となります。

【下水道使用料減免対象者】

	対象者区分	減免内容	条 件 等
1	生活保護受給世帯	全 額	
2	身体障害者世帯	基本料金のみ	身体障害者手帳1級・2級と認定された方
3	知的障害者世帯	基本料金のみ	障害程度が最重度(A1)、重度(A2)と判定された方
4	重複障害者世帯	基本料金のみ	身体障害者手帳3級で障害程度が中度(B1)と判定された方
5	精神障害者世帯(注)	基本料金のみ	障害者等級1級と認定された方
6	要介護世帯(注)	基本料金のみ	要介護4・5と認定された方
7	災害等(注)	一部または全額	災害その他特別の理由があると認めた場合

(注) 5~7は申請手続きが必要です。その他は必要ありません。

受 益 者 負 担 金 分 担 金 相模原市の制度に統合しますが、合併前の城山町・藤野町の区域内での単価差が生ずることや地域性を考慮し、当分の間は、旧町の区域内で実施する整備に伴っての負担額については、合併前の各町の単位負担金額が適用されます（ただし、合併前の城山町の区域内については、平成24年3月までとします）。また、新たに負担区を設定する場合には、新市において、その金額の設定を行います。詳しくはお問い合わせください。

受 付 ・ 問 い 合 わ せ ☎ 城山建設課 ☎ 藤野建設課 ☎ 下水道管理課 TEL.042-769-8376

● 水洗化促進事業

水洗化工事資金 融資あっせん	<p>公共下水道処理区域内において、水洗化に改造する方が工事に要する資金の融資を市内金融機関から受けられるようにあっせんします。下水道の処理開始日から3年以内に工事を行うなど詳細な条件や手続きについてはお問い合わせください。</p> <p>○内 容 排水設備工事（水洗化工事）に要する費用の範囲内で、申請建物に付属する大便器1個につき50万円まで、限度額300万円以内</p> <p>○利 率 年利2.5%（利率は変動する場合があります）</p> <p>※法人及び家屋の新築、改築の場合は利用できません。</p>
水洗化工事費 助 成	<p>水洗便所改造等奨励金（城山町）及び水洗便所改造等助成金（藤野町）の制度を合併時に廃止し、水洗化工事資金融資あっせん制度に移行します。ただし、合併時までに公共下水道が処理開始されている区域内において、処理開始日から3年以内に実施する水洗便所改造等の工事については、従来どおり助成対象となります。また、生活保護法による保護を受けている方については特別助成制度が適用されますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
水洗便所改造等 利 子 補 給 金	<p>城山町及び藤野町の公共下水道の処理開始に伴う水洗便所改造等の借入資金に対する利子補給金制度は、合併時に廃止し、水洗化工事資金融資あっせん制度に移行します。ただし、合併時までに契約されているものについては、引き続き利子補給を行います。</p>
受付・問い合わせ	<p>城山建設課 藤野建設課 下水道管理課 TEL.042-769-8268</p>

● 農業集落排水事業（藤野町のみ）

施設使用料 及び分 担 金	<p>施設使用料及び分担金の変更はありません。ただし、他の生活排水処理施設整備事業との調整を行います。</p>
水洗便所改造等 助成金交付制度 (特別助成制度)	<p>農業集落排水設備の水洗便所改造等助成金交付制度及び特別助成制度は、合併後も新市の制度として存続します。</p>
排水設備工事	<p>農業集落排水事業にかかわる排水設備工事ができる業者が、公共下水道事業の「指定下水道工事店」全店に拡大されます（指定下水道工事店は市ホームページにて確認できます）。</p>
受付・問い合わせ	<p>藤野建設課 下水道管理課 TEL.042-769-8268</p>

3 簡易水道

● 簡易水道使用料（藤野町のみ）

使 用 料 使用料の変更はありません。
【1か月あたりの使用料】葛原簡易水道、篠原簡易水道及び牧野中央簡易水道

区 分		使用水量	金額(円)
家事用	基本額	8m ³ 以下の分	1,000
	加算額 (1m ³ につき)	8m ³ を超える分	130
業務用	基本額	8m ³ 以下の分	1,000
	加算額 (1m ³ につき)	8m ³ を超え50m ³ 以下の分	130
		50m ³ を超え100m ³ 以下の分	145
		100m ³ を超え300m ³ 以下の分	165
		300m ³ を超え500m ³ 以下の分	190
	500m ³ を超え1,000m ³ 以下の分	195	
	1,000m ³ を超える分	231	
浴場用	基本額	10m ³ 以下の分	1,250
	加算額 (1m ³ につき)	10m ³ を超える分	130

工事その他一時的な用に供するものは別に定めています。



受付・問い合わせ 藤野建設課 下水道管理課 TEL.042-769-8268



4 道路

●狭あい道路拡幅整備事業・私道路敷整備事業

狭あい道路 拡幅整備事業	道路の幅が4m未満の道路に接して建物を建築する場合に、道路後退用地を土地所有者から市に寄附していただき、市が測量や所有権移転登記などを代行して市道を拡幅整備します。手続きなど、詳しくはお問い合わせください。
私道路敷 整備事業	私道路のうち公共性の高いものは、市が寄附を受けて市道として整備・管理します。私道を寄附する場合は様々な条件があります。手続きなど、詳しくはお問い合わせください。
受付・問い合わせ	城 城山建設課 藤 藤野建設課 本 道路補修課 TEL.042-769-8265

●道路などの占用

内 容	○各町で許可済みの道路及び水路の占用については、許可満了日まで合併前と同じ内容で占用することができます。合併に伴う許可書などの住所変更の手続きも必要ありません。許可期間が満了したときは、継続手続きが必要となります。この場合、相模原市の制度を適用します。該当の方には手続きが必要となる時期に申請書を送付します。 ○占用料の額は、認定外道路及び水路の占用の一部を除き段階的に調整され、平成21年度以降に許可されるものについては、相模原市の額に統合します。占用料の額など、詳しくはお問い合わせください。
受付・問い合わせ	城 城山建設課 藤 藤野建設課 本 道路管理課 TEL.042-769-8262 本 河川整備課 TEL.042-769-8273

●道路等の境界協議申請

内 容	道路境界確定費用は、合併後、申請理由により測量費用が申請者一部負担または市負担に変わります。水路境界確定費用についても、申請理由により測量費用が申請者一部負担に変わります。詳しくはお問い合わせください。
受付・問い合わせ	城 城山建設課 藤 藤野建設課 本 道路管理課 TEL.042-769-8375 本 河川整備課 TEL.042-769-8273 ※土地の所在が旧町の地域ごとに、それぞれ各総合事務所の建設課が申請の窓口になります。また、道路境界証明などの申請も同様になります。

5 仕事

●無料職業紹介事業

内 容	若者（35歳未満）などの就職困難者を対象に、市内企業の就職情報の提供、カウンセリング（就職活動の相談）、就職支援セミナー及び職業紹介等を行います。電話でご予約ください。
受付・問い合わせ	相模原市就職支援センター TEL.042-700-1617（橋本駅北口シティ・プラザはしもと6階）

●財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター（あじさいメイツ）

内 容	市内の中小企業で働く従業員と事業主を対象に、健康診断、共済給付、宿泊施設の利用補助及びスポーツイベント等の福利厚生サービスを提供します。 詳しくはホームページをご覧ください。 http://www.ajisaimetsu.or.jp
会 費	会員1人につき、月額400円（入会金なし）
受付・問い合わせ	財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター（サン・エールさがみはら内） TEL.042-775-5505

●勤労者生活資金融資制度

内 容	市内に居住し、かつ同一事業所に引き続き1年以上勤務している方に生活資金を融資します。対象となる費用や限度額など、詳しくはお問い合わせください。なお、借入する際に保証人は必要ありませんが、別途保証料が必要となります。
そ の 他	城山町の生活資金融資制度をご利用の方は、合併に伴う手続きは必要ありません。
受 付 窓 口	中央労働金庫相模原支店 TEL.042-772-0451（相模原市清新4-4-8）
問 い 合 わ せ	本 働く人支援課 TEL.042-769-8238 ※本庁のみで取り扱います。

● 中小企業退職金等共済掛金補助制度

内 容	市内に事業所のある中小企業で、従業員の退職金のために、勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度または相模原商工会議所の特定退職金共済制度に新規加入契約した事業所に対し、納めた共済掛金の一部を市が補助します。補助率や補助期間など、詳しくはお問い合わせください。
補 助 対 象	平成19年3月11日以降、新規に加入契約した事業所（市民税を完納していること）
手 続 き	毎年1月中に関係書類を事業所へ送付しますので、2月中に申請の手続きをしてください。なお、合併前の城山町及び藤野町の区域内の事業所は、平成20年2月から申請できます。
そ の 他	城山町の中小企業退職金共済掛金補助制度をご利用の方は、合併に伴う手続きは必要ありません。
受付・問い合わせ	☎ 働く人支援課 TEL.042-769-8238 ※本庁のみで取り扱います。

● 中小企業融資制度

内 容	市が指定する金融機関から一定の利率で融資を受ける市内の中小企業者に対し、市が利息の一部を金融機関に補助することによって利用者の支払い利息の軽減を図る制度です。利用する制度（①中小企業振興資金、②小企業小口資金、③景気対策特別資金、④景気対策特別小口資金、⑤倒産関連防止資金、⑥起業支援資金、⑦資金繰り円滑化借換資金）によって、補給利率や融資限度額、資格要件等が異なります。また、信用保証協会を利用された場合の保証料補助制度もあります。なお、⑥については、平成19年4月1日から補給利率、資格要件等が変わります。詳しくはお問い合わせください。
受付・問い合わせ	☎ 産業振興課 TEL.042-769-8237 ※本庁のみで取り扱います。

6 住まい



● シックハウスについての相談

内 容	住まいの建材や内装による体調不良（シックハウス症候群）について相談をお受けします。
問 い 合 わ せ	相模原市保健所 ☎ 生活衛生課津久井担当（津久井総合事務所） TEL.042-780-1413 ☎ 生活衛生課（ウェルネスさがみはら） TEL.042-769-8347

● 市営住宅の入居、民間賃貸住宅のあっせん・紹介

市営住宅の入居	市内（合併前の城山町及び藤野町を含む）に引き続き1年以上お住まいで、入居申込資格に該当する方が入居できます。入居者の募集は、毎年6月頃と11月頃に行います。入居申込資格や申込手続きについては、「広報さがみはら」などでお知らせします。
民間賃貸住宅のあっせん・紹介	市内にお住まいの60歳以上の高齢者世帯、障害者世帯またはひとり親世帯で、自ら住宅を探すのが困難な方に民間賃貸住宅確保のお手伝いをします。あっせん・紹介できる方の資格要件や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。
問 い 合 わ せ	☎ 城山建設課 ☎ 藤野建設課 ☎ 住宅課 TEL.042-769-8256

● 勤労者住宅資金利子補給制度

内 容	勤労者が、市内にご自分の住宅を新築、購入または増築する際に、中央労働金庫から住宅資金を借り入れた場合、年利3%以内（対象限度額600万円まで）で利子の一部を補給します。 ※既に住宅を所有している方は除きます。 ○補助の期間：借入金の返済を始めた月から48か月（4年間）以内
対 象 者	次の条件を満たしている方 ①平成19年3月11日以降に返済を開始し、住宅資金の借入先が中央労働金庫の神奈川県内各支店で融資期間が10年以上、②利子補給申請時に該当する住宅に居住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務し、かつ、市民税を完納していること
受 付 窓 口	住宅資金を借り入れた神奈川県内の中央労働金庫
問 い 合 わ せ	中央労働金庫相模原支店 TEL.042-772-0451 ☎ 働く人支援課 TEL.042-769-8238 ※本庁のみで取り扱います。

7 環 境

● 低公害自動車普及促進事業

低公害自動車 購入時の補助	市内に1年以上在住または事業を営む方が、天然ガス自動車、電気自動車、ディーゼル式ハイブリッドトラック・バス※を新車として購入またはリースにより導入しようとする場合、1台あたり20万円（ただし、天然ガス自動車のうち、緑ナンバーの2トン以上4トン未満のトラックは10万円）の奨励金を補助します。 ※車両総重量が3.5トン超に限る。
低公害自動車の 市営駐車場の 利用料金の割引	市内に在住、在勤または事業を営む方で、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車または電気自動車を所有する方が、市営有料駐車場（相模原駅自動車駐車場、橋本駅北口第1・第2自動車駐車場及び相模大野立体駐車場）を利用する場合、1回の利用につき、駐車料金が300円以上かかるときに150円を割引きます。事前に申請し、交付された認証ステッカーを車に貼ってください。
受付・問い合わせ	📍 環境保全課 TEL.042-769-8241 ※本庁のみで取扱います。

● 自然エネルギー等利用設備補助事業

内 容	自然エネルギー等利用設備を設置する際に、次のとおり補助制度があります。 ①太陽光発電設備設置補助金、②太陽熱高度利用システム設置補助金、③小規模雨水利用設備設置補助金
受 付	平成19年度は4月2日から受付窓口での先着順、予算の範囲内での交付となります。
そ の 他	申請書等は受付窓口で配布しますが、相模原市ホームページからダウンロードも可能です。補助金額や手続きなど、詳しくは「広報さがみはら」及び相模原市ホームページにてお知らせします。
受付・問い合わせ	📍 城山経済環境課 📍 藤野経済環境課 📍 環境対策課 TEL.042-769-8240

● 生垣設置奨励金

内 容	みどり豊かなまちづくりの実現と、災害に強いまちづくりの推進のために、身近な「緑」である「生垣」の設置に対して奨励金を交付します。
対 象	市内の市街化区域または用途地域内の「生垣」で、 ①戸建住宅または共同住宅用地内に設置するもの、②住宅用地が国、県または市の道路に接し、道路の幅が基準以上であること、③生垣の長さが3m以上であること
奨 励 金 額	生垣1m当たり5,000円、20m（10万円）が限度額（予算の範囲内で交付します）
そ の 他	植栽基準、交付条件等の規定が別途あります。詳しくはお問い合わせください。
受 付 期 間	3月11日から随時
受付・問い合わせ	（財）相模原市みどりの協会（相模原麻溝公園内） TEL.042-777-2860

● 屋上緑化等奨励金

内 容	みどり豊かなまちづくりの実現やヒートアイランド現象の緩和など都市環境の保全を図るため、「屋上緑化」または「壁面緑化」の設置者に対して奨励金を交付します。
対 象	市内の市街化区域または用途地域内の「屋上緑化」または「壁面緑化」で、 ①建築物を所有または管理する方が設置するもの、②新たに建築物を建築しようとする方が設置するもの（不動産業者・建築業者等一部の方は除きます）
奨 励 金 額	○個人（個人の居住用） 交付基準3㎡以上の緑化、奨励限度額20万円、 奨励単価（屋上）2万円/㎡、（壁面）1万円/㎡ ○事業者等（共同住宅または店舗、工場などの事業用） 交付基準10㎡以上の緑化、奨励限度額50万円、 奨励単価（屋上）2万円/㎡、（壁面）1万円/㎡ ※ただし奨励金額は、奨励単価に緑化面積を乗じて得た額と対象経費の実費の2分の1のいずれか小さい額とします。
そ の 他	対象経費、交付条件等の規定が別途あります。詳しくはお問い合わせください。
受 付 期 間	3月11日から随時
受付・問い合わせ	（財）相模原市みどりの協会（相模原麻溝公園内） TEL.042-777-2860



8 動物

●犬の登録と狂犬病予防注射（狂犬病予防事業）

内 容	生後91日以上の子犬の所有者は犬の登録を行い、毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせていただきます。また、合併による住所の表示の変更に伴う住所変更の手続きは必要ありませんが、転入や市内で住所が変わったときは手続きが必要です。なお、現在交付済の犬鑑札につきましては、そのまま使用できます。
受付窓口	相模原市保健所 ☎生活衛生課津久井担当（津久井総合事務所） ☎中央保健センター城山担当（城山保健福祉センター） ☎津久井保健センター藤野担当（藤野総合事務所）
問い合わせ	相模原市保健所 ☎生活衛生課津久井担当（津久井総合事務所） TEL.042-780-1413 ☎生活衛生課（ウェルネスさがみはら） TEL.042-769-8347

●動物愛護事業

内 容	①犬・猫不妊去勢手術助成事業 市の指定する動物病院で飼い犬や飼い猫が不妊去勢手術を受けるとき、予算の範囲内で手術料の一部を補助します。 補助金の交付を希望する場合は手術前に補助金交付申請書を市に提出し、決定通知を受けてください。 ○補助金額 犬：メス4,000円 オス3,000円 猫：メス4,000円 オス2,800円 ②子犬・子猫の里親さがし 生後2～4か月の子犬・子猫を対象に、毎月1回相模原市獣医師会が行っています。 ③犬のしつけ教室 犬の基本的なしつけ方の指導と相談などを行います。ただし、当日は愛犬は同伴できません。
受付・問い合わせ	相模原市保健所 ☎生活衛生課津久井担当（津久井総合事務所） TEL.042-780-1413 ☎生活衛生課（ウェルネスさがみはら） TEL.042-769-8347

9 まちづくり

●開発行為等の指導

内 容	都市計画法に規定する開発行為または中高層建築物、共同住宅等若しくは事務所・店舗等の建築を計画されている方は、事前に市長への照会または協議が必要となる場合があります。 なお、照会または協議が必要となる事業、所要の手续及び当該事業に伴い設置していただく公共施設等は、合併前の城山町の区域と藤野町の区域では若干異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ	☎城山建設課 ☎藤野建設課 ☎開発指導課 TEL.042-769-8250 ※開発行為等の対象となる土地の所在が合併前の各町の地域ごとに、それぞれ各総合事務所の建設課が窓口になります。

●都市計画法に基づく開発許可

内 容	申請については、受付窓口が神奈川県津久井土木事務所から津久井総合事務所の津久井建設課に変わります。なお、合併前の相模原市の区域内（津久井町・相模湖町の区域を除く）の申請窓口及び開発登録簿の閲覧場所は従来どおり相模原市開発審査課です。 ○津久井建設課の取扱業務 ①開発行為の許可・建築制限等解除の許可・許可に基づく地位の承継承認及び開発行為に関する証明等の交付など、②開発登録簿の閲覧に関すること
問い合わせ	☎津久井建設課 TEL.042-780-1409 ☎開発審査課 TEL.042-769-8251

●生産緑地地区の指定（城山町のみ）

内 容	生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して「公害または災害の防止」、「農林漁業と調和した都市環境の保全」等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための制度です。 生産緑地地区の指定を希望される方は、事前に相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。
-----	--

問い合わせ ④ 都市計画課 TEL.042-769-8247 ※ 本庁のみで取り扱います。

●放置自転車等の指導・移動

内 容	道路などの公共の場所に放置された自転車・50cc以下の原動機付自転車は、7日間の指導を行い、保管場所へ移動します。 保管場所では2か月間保管し、引き取りの無い場合は処分します。 移動された自転車等の引き取りの際には、撤去保管に要した費用の一部として、自転車2,000円、原動機付自転車4,000円が必要となります。
-----	---

問い合わせ ② 城山建設課 ③ 藤野建設課 ④ 駐車場対策課 TEL.042-769-8258

●建築基準法に関わる事務

内 容	次の事務については、受付窓口が神奈川県建築指導課及び津久井土木事務所から相模原市に変わります。 ①建築基準法に基づく建築物、昇降機、工作物の建築等に関する申請、確認、検査など及び事前の協議、指導に関すること。 ②建築計画概要書の閲覧、確認台帳記載事項証明等に関すること。 ③既存木造住宅の耐震診断と耐震・防火構造改修助成制度に関すること。 ④既存非木造共同住宅の耐震診断等に関すること。
-----	---

問い合わせ ①・②については ③ 津久井建設課 TEL.042-780-1409
③・④については ④ 建築審査課 TEL.042-769-8255〔4月1日以降は、「建築指導課」に変更となります〕

10 その他

●市営斎場の利用

内 容	市営斎場を利用するときは電話で予約をしてください。相模原市民（市内に住所を有する方）の場合、火葬炉使用料は、無料です。
-----	---

斎場使用料

区 分	使 用 料		
	市 内	市 外	
火葬炉	12歳以上	無 料	45,000円
	12歳未満	無 料	30,000円
	胎 児	無 料	18,000円
大式場	通夜・告別式	50,000円	75,000円
小式場	通夜・告別式	40,000円	60,000円
霊安室	1体24時間	3,000円	5,000円

火葬炉申請受付 各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課、各出張所、牧野・佐野川連絡所など

式場申請受付・問い合わせ 市営斎場 古淵5-26-1 TEL.042-744-3330

そ の 他 ○休場日は1月1日から3日までと、年間で2日程度の施設点検日です。
○各月の第2友引の日は、火葬・告別式は行いません。
○休場日の前日と第2友引の日の前日は、通夜はできません。

(注) 城山町火葬費助成金交付制度について

城山町で行っていた火葬費助成金交付制度は廃止になります。3月10日（合併の前日）までに、城山町の住民基本台帳に記録されている方または外国人登録原票に登録されている方が死亡し、火葬費を負担された方は、火葬費助成金交付申請を城山総合事務所の城山市民課で行うことができます。なお、この申請は、火葬場を使用した日から起算して1年を超えない日まで行うことができます。

●農地等の権利移動の許可及び農地転用許可

受付窓口	<p>○城山町及び藤野町の農業委員会は、津久井総合事務所内の「相模原市西農業委員会」に統合されます。</p> <p>○城山町及び藤野町の区域内の「農地法の規定による許可申請」及び「市街化区域内農地の農地法の規定による転用届出」については、津久井総合事務所内の相模原市西農業委員会事務局で受付します。</p> <p>○城山総合事務所及び藤野総合事務所に毎月1回、出張相談窓口を設置します。取り扱う内容は、農地法の規定による、農地の権利の移転、設定、農地以外への転用、農地造成工事に係る相談です（申請は受付できません）。</p> <p style="text-align: center;">出張窓口開設日（当日が閉庁日の場合には翌開庁日に開設します）</p> <p style="text-align: center;">○城山総合事務所 原則として毎月第3火曜日の午後1時30分から4時30分まで</p> <p style="text-align: center;">○藤野総合事務所 原則として毎月第2火曜日の午後1時30分から4時30分まで</p>
対象者	①農地の所有者、②農地の権利移転・設定を受ける方
受付期間	毎月1日から10日に受付した申請は当月の総会、11日から月末に受付した申請は翌月の総会で審議します。なお、総会は毎月25日前後に開催予定です。また、市街化区域内の農地転用届出は随時受付し、受理通知書の交付までに1週間程度を要します。
その他	農地法の規定に基づく許可及び農地転用届出の提出書類等の手続きについては、窓口にお問い合わせください。
問い合わせ	<p>☎ 相模原市西農業委員会事務局 TEL.042-780-1406</p> <p>☎ 相模原市東農業委員会事務局 TEL.042-769-8292</p>

●公害関係届出・申請

内容	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、浄化槽法に定める施設の設置等の届出等（PRTR法関係を除く）については、受付窓口が神奈川県北地域県政総合センターから、城山町は、☎環境保全課に、藤野町は、☎津久井環境課に変わります。
問い合わせ	☎ 環境保全課 TEL.042-769-8241 ☎ 津久井環境課 TEL.042-780-1404

●その他

内容	受付・問い合わせ
① 取引や証明に使用するはかり（特定計量器）の検査や計量に関する相談など	☎ 消費生活課 TEL.042-769-9228〔消費生活課は、4月1日以降は、北消費生活センター（橋本駅北口「シティ・プラザはしもと」6階）TEL.042-775-1779に移転します〕
② 一般・産業廃棄物処理施設の設置許可、収集運搬業及び処分業の許可並びに、これらに関する各種届出など	☎ 廃棄物指導課 TEL.042-769-8335
③ 都市計画（開発行為の許可及び指導に関するものを除く）に関する各種申請・届出、相談など	☎ 都市計画課 TEL.042-769-8247
④ 公共交通（鉄道、路線バスなど）に関すること	☎ 都市交通計画課 TEL.042-769-8249〔小田急多摩線の延伸、新しい交通システムに関することについては、4月1日以降は、「小田急多摩線・新交通推進課」に変更となります〕
⑤ 建築基準法等に規定する許可・認定など ①総合設計制度（広い空地の確保による容積率などを緩和）に係る許可、②仮設建築物などの許可、③一団の土地を一敷地とみなすための認定、④その他の許可・認定	☎ 建築総務課 TEL.042-769-8252〔4月1日以降は、「建築指導課」TEL.042-769-8253に変更となります〕
⑥ 屋外広告物の表示等に関する各種申請・届出、相談等	☎ 建築総務課 TEL.042-769-8252〔4月1日以降は、「街づくり支援課」TEL.042-769-9252に変更となり



5 子育て

1 健康

● 乳幼児健康診査

項目	対象者・受診期間	内容	受診日	会場
妊婦健康診査	妊婦	医科	妊娠中2回	県内協力医療機関
4か月児健康診査	4か月になる月	医科	指定日	城山保健福祉センター(城山町) 藤野総合事務所(藤野町) 相模湖総合事務所(相模湖町) 津久井保健センター(津久井町) シティ・プラザはしもと(橋本駅北口) ウェルネスさがみはら(富士見) 南保健福祉センター(相模大野)
8か月児健康診査	7か月になった日 ～9か月になる前日	医科	期間中随時	協力医療機関 ※「乳幼児健康診査協力医療機関名簿」は、市内各保健センター、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課と市内各出張所にあります。
1歳児健康診査	1歳になった日 ～1歳2か月になる前日	医科	期間中随時	
1歳6か月児健康診査	1歳6か月になった日 ～1歳8か月になる前日	医科 歯科	期間中随時 指定日	
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月になる月	歯科	指定日	城山保健福祉センター(城山町) 藤野総合事務所(藤野町) 相模湖総合事務所(相模湖町) 津久井保健センター(津久井町) シティ・プラザはしもと(橋本駅北口) ウェルネスさがみはら(富士見) 南保健福祉センター(相模大野)
3歳6か月児健康診査	3歳6か月になる月	医科 歯科	指定日	
手続き	○各健康診査の対象月となる前月に「乳幼児健康診査のお知らせ」(受診票等必要書類)を対象者に個別通知します。 ○新しい受診者番号は、「乳幼児健康診査のお知らせ」により健診対象月の前月(または前々月)に対象者に個別通知します。各健診で使用する受診票に新しい受診者番号をご記入のうえ、健診会場までお越しください。			
持ち物	母子健康手帳、各健康診査受診票等			
その他	各健診は、受診期間内であれば、指定日以外の実施日でも受診が可能です。			
問い合わせ	相模原市保健所 ④ 中央保健センター城山担当(城山保健福祉センター) TEL.042-782-1111(代) ⑤ 津久井保健センター藤野担当(藤野総合事務所) TEL.042-687-2111(代) ⑥ 中央保健センター(ウェルネスさがみはら) TEL.042-769-8345〔4月1日以降は、「健康企画課(ウェルネスさがみはら)」に変更となります〕			

● 集団予防接種事業・個別予防接種事業

	種類	対象年齢	標準的な接種年齢	接種方法	備考
集団	ポリオ(急性灰白髄炎)	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～ 18か月未満	6週間以上の 間隔で2回投与	予防接種の実施方法には、日時と会場が決まっている「集団接種」と、最寄の協力医療機関で受ける「個別接種」があります。 集団接種の日時・会場は、市ホームページ及び毎月1日と15日に発行する「広報さがみはら」または「集団予防接種予定表」をご覧ください。予定表は、保健予防課、各総合事務所の市民課、各出張所・連絡所ほかにて置いてあります。
	BCG	生後6か月未満	生後3か月～ 6か月未満	1回接種	
個別	ジフテリア 百日せき 破傷風	1期 三種混合 初回追加	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～ 12か月未満 1期初回(3回)終了後、1年～ 1年6か月未満の間に1回接種	3～8週間の 間隔で3回接種
		2期 二種混合	11歳～13歳未満	11歳	1回接種
	麻疹 (はしか) 風しん	1期	1歳～2歳未満	-	(注1) 1回接種
		2期	5歳～7歳未満で小学校就学の前年度中(幼稚園の年長児に相当)	-	(注2) 1回接種
	(注3) 日本脳炎	1期 初回追加	生後6か月～ 7歳6か月未満	3歳 4歳	1～4週間の間隔で 2回接種 1期初回(2回)終了後概ね1年おいて 1回接種
	2期	9歳～ 13歳未満	9歳	1回接種	
問い合わせ	相模原市保健所 ④ 保健予防課津久井担当(津久井総合事務所) TEL.042-780-1412 ⑥ 保健予防課(ウェルネスさがみはら) TEL.042-769-8346				

●医療費助成（未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）及び小児慢性特定疾患医療給付、特定不妊治療費助成）

内 容	次の①～④の受付窓口が神奈川県津久井保健福祉事務所から相模原市保健所が変わります。 ①未熟児養育医療 — 未熟児（2,000g以下もしくは37週未満で生まれた者）で入院養育が必要な乳児に医療費を助成します。 ②自立支援医療（育成医療） — 生まれつきまたは病気などによって身体に障害のある方（18歳未満）が指定医療機関で治療を受ける場合、医療費を助成します。 ③小児慢性特定疾患医療 — 小児慢性特定疾患に罹患し、一定の基準を満たす方（新規申請は18歳未満、継続申請は20歳未満）が市と契約した医療機関で治療を受けた場合、医療費を助成します。 ④特定不妊治療費助成 — 不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成します。
問 い 合 わ せ	相模原市保健所 ☎ 中央保健センター城山担当（城山保健福祉センター） TEL.042-782-1111（代） ☎ 津久井保健センター藤野担当（藤野総合事務所） TEL.042-687-2111（代） ☎ 中央保健センター（ウェルネスさがみはら） TEL.042-769-8345〔4月1日以降は、「健康企画課（ウェルネスさがみはら）」に変更となります〕

●小児医療費助成事業

内 容	各種健康保険に加入している0～5歳児（平成19年4月から、通院の対象年齢を小学校就学前まで拡大する予定）の入院・通院及び小児（6～15歳）の入院時に保険診療の一部負担金を助成します（入院時の食事代を除く）。0歳は所得制限がありませんが、1～15歳までは所得制限があります。
手 続 き	【城山町にお住まいの方】 現在、城山町から助成を受けている方（0～5歳）には、3月下旬に新しい医療証を郵送しますので、手続きは不要です。また、現在、城山町から助成を受けている6歳の方は3月31日で資格が喪失しますので、同じく手続きは不要です。いずれも3月31日までは、城山町から交付されている医療証をお使いください。 【藤野町にお住まいの方】 現在、藤野町から助成を受けている方（0～3歳）には、3月下旬に新しい医療証を郵送しますので、手続きは不要です。3月31日までは、藤野町から交付されている医療証をお使いください。なお、制度拡大対象者（4～5歳）には、2月上旬に申請書を郵送します。
問 い 合 わ せ	☎ 城山福祉課 ☎ 藤野福祉課 ☎ 地域医療課 TEL.042-769-8231

2 保 育

●保育料及び入所受付

保 育 料	相模原市の保育料に統合します。 ○各町での平成19年度入所申請資料をもとに保育料を決定しますので、手続きは不要です。平成19年度の保育料は、3月下旬に通知する予定です。ただし、所得税を証明するものなど、保育料を決定するうえでの資料が不足している場合は、仮の保育料（最高額）での通知となりますので、未提出の方は早めに提出してください。
入 所 受 付	平成19年4月からの入所受付は終了していますが、年度途中での入所は随時受付を行います。
受 付 問 い 合 わ せ	☎ 城山福祉課 ☎ 藤野福祉課 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります〕

●ファミリーサポートセンター

内 容	<p>安心とゆとりをもって子育てができるように、子どもをもつ家庭を地域で支援することを目的として、子育ての手助けがほしい利用会員と子育ての手助けをしたい援助会員を結び付け、有料で保育などの援助活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用会員 市内在住、在勤または在学で原則として生後3か月から小学校6年生以下（障害児は18歳の学年末まで）の子どもをもつ方 ○援助会員 市内在住、在勤または在学で、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の方（所定の講習会を受講） ○会 費 年額1,200円（月額100円） ○活動内容 保育園、幼稚園、児童クラブ等の開始前、終了後の保育や送迎など ○活動謝礼（子ども1人あたり） <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>月～金曜日の午前7時～午後7時</td> <td>1時間700円</td> </tr> <tr> <td>月～金曜日の上記以外の時間帯</td> <td>1時間900円</td> </tr> <tr> <td>土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）</td> <td>1時間900円</td> </tr> </table> 	月～金曜日の午前7時～午後7時	1時間700円	月～金曜日の上記以外の時間帯	1時間900円	土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）	1時間900円
月～金曜日の午前7時～午後7時	1時間700円						
月～金曜日の上記以外の時間帯	1時間900円						
土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）	1時間900円						
問 い 合 わ せ	<p>相模原市ファミリーサポートセンター TEL.042-730-3885 （あじさい会館4階社会福祉協議会内）</p>						



●市立児童クラブ

内 容	<p>市では、働いているなどの理由で保護者が昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、市立児童クラブを開設しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象児童 市内在住、原則小学校1～3年生（注）（障害のある児童は6年生）までの児童で、保護者（父母・祖父母など）が労働などにより昼間家庭にいないことなどを理由に児童の世話が十分に果たせないと認められる家庭の児童 （注）合併に伴う制度統一の移行期間として藤野町の児童クラブは平成21年度まで、津久井町・相模湖町の児童クラブは平成20年度まで小学校1～6年生の児童を対象とします。 ○開設時間 <ul style="list-style-type: none"> ・基本開設時間 月～金曜日：授業終了時～午後6時 土曜日・学校の休業日（夏休みなど）：午前8時～午後6時 ・延長開設時間 全開設日：午後6時～午後7時 ○休会日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）など ○料 金 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">児童クラブ育成料 （基本開設時間分）</td> <td>児童1人につき1か月5,300円 （条件により免除される場合があります）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">延長育成料 （延長開設時間分）</td> <td>児童1人延長利用1回につき200円 （免除制度はありません）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">おやつ代</td> <td>児童1人につき1か月2,000円</td> </tr> </table> <p>※以上の内容は、城山町、藤野町、津久井町、相模湖町のクラブには、平成19年4月1日から適用されます。</p>	児童クラブ育成料 （基本開設時間分）	児童1人につき1か月5,300円 （条件により免除される場合があります）	延長育成料 （延長開設時間分）	児童1人延長利用1回につき200円 （免除制度はありません）	おやつ代	児童1人につき1か月2,000円
児童クラブ育成料 （基本開設時間分）	児童1人につき1か月5,300円 （条件により免除される場合があります）						
延長育成料 （延長開設時間分）	児童1人延長利用1回につき200円 （免除制度はありません）						
おやつ代	児童1人につき1か月2,000円						
入 会 申 込 み	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年12月～1月頃に翌年度の入会申込みを受付ます。各児童クラブ、こども施設課にある入会申請書及び就労証明書を各児童クラブに提出してください。ただし、申込み人数が入会可能人数を超えているときはすぐに入会できない場合があります。 ○受付期間後も各児童クラブ及びこども施設課で随時受付ます。 						
問 い 合 わ せ	<p>☎ こども施設課 TEL.042-769-9227 ※本庁のみで取り扱います。</p>						

3 手 当

● 幼児養育費

内 容	その年の6月1日現在で相模原市に住民登録か外国人登録をしている方で、小学校就学前3年以内の幼児を養育している方が受けられる手当です（4月1日現在、市内の認可保育園、市立児童保育園及び市立幼稚園に在籍している幼児と、6月1日在園者として相模原市私立幼稚園就園奨励補助金を受ける幼児は対象になりません）。 ○支給額 幼児1人につき年額 12,000円（11月に支給されます）
手 続 き	対象者には9月中旬に申請書を送付します。
問 い 合 わ せ	☎ こども育成課 TEL.042-769-8232 ※本庁のみで取り扱います。

● 私立幼稚園の就園奨励補助金

内 容	6月1日現在、認可私立幼稚園に在園する満3歳～5歳児の保護者に対して保育料等の一部を補助します。また、市の単独補助分として在園児1人目は12,000円、在園児2人目は24,000円、在園児3人目以降は36,000円を補助します。
手 続 き	在園する幼稚園に申請書を提出してください。
問 い 合 わ せ	城山教育課〔4月1日以降は、「城山福祉課」に変更となります〕 藤野教育課〔4月1日以降は、「藤野福祉課」に変更となります〕 ☎ 学務課 TEL.042-769-8282〔4月1日以降は、「保育課」 TEL.042-769-8341に変更となります〕

4 教 育

● 市立幼稚園

入 園 料 保 育 料 等	○新年度入園児の募集は、毎年11月上旬に行います。 ○平成19年4月1日以降の入園料は2,500円、保育料は月額10,000円、通園バス使用料は月額2,000円です。
問 い 合 わ せ	城山教育課〔4月1日以降は、「城山福祉課」に変更となります〕 藤野教育課〔4月1日以降は、「藤野福祉課」に変更となります〕 ☎ 学務課 TEL.042-769-8282〔4月1日以降は、「保育課」 TEL.042-769-8341に変更となります〕



● 小・中学校

通 学 区 域	○小・中学校の通学区域については、合併による変更はありません。
入 学 ・ 転 校 の 手 続 き	○入学の手続き 平成19年度の新入学児童・生徒への『就学通知書』は、各町教育委員会から1月中旬頃発送しました。 ○転校の手続き 各総合事務所の市民課及び牧野・佐野川連絡所に、市外からの転入や市内転居の届出をすると、『就学通知書』が交付されますので、それを持って、直接、指定された学校で手続きをしてください。 市外転出、市内転居の場合は、通っていた学校から『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』を受け取り、転出・転居先の学校へ提出してください。
問 い 合 わ せ	城山教育課 ☎ 藤野教育課 ☎ 学務課 TEL.042-769-8282

● 学校給食

内 容	小・中学校の学校給食については、合併による変更はありません。ただし、合併後3年間で藤野町の小学校給食及び相模原市と藤野町の中学校給食のあり方を検討します。
問 い 合 わ せ	🏫 学校保健課 TEL.042-769-8283 ※本庁のみで取り扱います。

● 防犯ブザーの貸与

内 容	犯罪のない安全・安心のまちづくりを進め、児童・生徒の登下校時の安全確保を図るため、市内の小・中・養護学校(小学部・中学部)に通う児童・生徒全員と市内在住で市外の小・中・養護学校(小学部・中学部)に通う児童・生徒のうち希望者に防犯ブザーを貸与します。
手 続 き	○市内の小・中・養護学校(小学部・中学部)に通う児童・生徒全員に平成19年4月の入学式または始業式の日各学校で貸与します。 ○市内在住で市外の小・中・養護学校(小学部・中学部)に通う児童・生徒のうち希望者は、平成19年4月5日(木)から4月27日(金)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日は除く)に各総合事務所の教育課または市役所本庁の学務課までお越しください。 なお、城山町区域の小・中学校に在学する児童・生徒には、既に城山町教育委員会などより防犯ブザーを配布済みです。平成19年4月の配布対象者は小学校新1年生及び転入等で配布を受けていない児童・生徒です。
受 付・問 い 合 わ せ	🏫 城山教育課 🏫 藤野教育課 🏫 学務課 TEL.042-769-8282

● 就学費の援助

内 容	経済的な理由で子どもを小・中学校へ就学させることが困難な方に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助します。
手 続 き	毎年、在校生に対しては、2月下旬に、また、新入生に対しては4月上旬に保護者用案内チラシを学校を通じて配布します。 ※平成19年度の在校生向け案内チラシは、合併前に配布します。 申請書は各学校、各総合事務所の教育課及び市役所本庁の学務課にあります。 申請書は毎年提出で、子ども1人につき1部必要です。 在学する学校へ提出してください。
問 い 合 わ せ	🏫 城山教育課 🏫 藤野教育課 🏫 学務課 TEL.042-769-8282



6 高齢者

「高齢者のためのふれあい福祉ガイド」を各総合事務所の福祉課に用意してあります。
 ※サービスを利用するには、市役所または地域包括支援センターの訪問調査が必要です
 （一部サービスを除く）。



●ねたきり高齢者等おむつ支給

内 容	在宅のねたきり高齢者等で、紙おむつを必要とする方に対し、現物を支給しています。現在、各町で助成内容等に相違がありますが、しばらくの間現行のとおり助成します。
問い合わせ	城山福祉課 藤野福祉課 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●給食サービス

内 容	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に栄養バランスのとれた食事を自宅まで直接お届けします。現在、各町で利用者負担に相違がありますが、4月利用分から相模原市の負担金額に統一します。
問い合わせ	城山福祉課 藤野福祉課 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●寝具消毒乾燥サービス

内 容	寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具（掛け布団、敷き布団、毛布、枕）の消毒と乾燥を、それぞれ年3回ずつ行います。
対 象 者	①概ね65歳以上のねたきり・認知症・ひとり暮らしの方、②高齢者のみの世帯で寝具乾燥の必要が認められる方
問い合わせ	城山福祉課 藤野福祉課 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●家事援助サービス

内 容	日常生活を営むのに支障がある高齢者のいる家庭に週1回ホームヘルパーが訪問し、買い物・調理・洗濯・掃除等の日常的な家事のお世話をします。
対 象 者	介護保険に該当しない、在宅の60歳以上の方
受付・問い合わせ	城山福祉課 藤野福祉課 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります〕

●住宅改修相談

内 容	専門の相談員が、改修内容等について相談をお受けします。予約制ですので、事前に保健福祉総合相談課へ電話予約をお願いします。 （相談場所：保健福祉総合相談課、南保健福祉総合相談班、津久井福祉課、相模湖福祉課 4月からは城山福祉課及び藤野福祉課も相談場所に加わります）
対 象 者	高齢者や障害者の自立や家族の介護負担の軽減のために、住宅の改修を検討している方
問い合わせ	保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●ねたきり高齢者出張理美容サービス

内 容	ねたきりで理髪店または美容院に行くことが困難な高齢者に対し、出張理美容サービス助成券（1枚3,000円）を年6枚（年度途中申請は、申請月から2月当り1枚）交付します。なお、料金（理美容料金と出張料金）と助成券との差額は自己負担となります。
対 象 者	概ね65歳以上で在宅のねたきりの方
問 い 合 わ せ	🏙 城山福祉課 🏘 藤野福祉課 🏠 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●日常生活用具の給付

内 容	歩行支援用具など、日常生活に役立つ用具を給付します。 ○自己負担 原則として用具購入費の1割（限度額あり） ○対象品目 ①歩行支援用具（手すり、スロープ、歩行器等）、②入浴補助用具（シャワーチェア、パスグリップ等）、③腰掛便座、④火災報知器、⑤自動消火器、⑥電磁調理器
対 象 者	対象品目①～③は概ね65歳以上の援護を要する方（介護保険給付対象者は除く） 対象品目④～⑥は概ね65歳以上の援護を要する方（所得制限があります）
問 い 合 わ せ	🏙 城山福祉課 🏘 藤野福祉課 🏠 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●はり、きゅう、マッサージ施術料助成

内 容	はり・きゅう・マッサージの施術助成券（1枚2,000円）を年12枚（年度途中の申請は、申請月から1月当り1枚）交付します。施術料と助成券との差額は自己負担となります。
対 象 者	①70歳以上の方（70～79歳は所得制限があります）、②被爆者健康手帳の交付を受けている方（各種医療手当を受給していない方は所得制限があります）
問 い 合 わ せ	🏙 城山福祉課 🏘 藤野福祉課 🏠 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●電話訪問サービス

内 容	週1回以上、地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターから安否確認のための電話をします。利用者負担はありません。
対 象 者	在宅の方で、次のすべてに該当する方 ①60歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯、②心身が虚弱などのため、常時注意が必要な方
問 い 合 わ せ	🏙 城山福祉課 🏘 藤野福祉課 🏠 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●家族介護慰労金の支給

内 容	介護保険サービスを利用せずに高齢者を在宅で介護している方に、年1回慰労金を支給します。 ○申請期間（基準日） 4月中（4月1日）、6月中（6月1日）、8月中（8月1日）、11月中（11月1日） ○支 給 額 ①高齢者の属する世帯と介護者の属する世帯のどちらもが、市民税非課税世帯の場合は、100,000円 ②①以外は、60,000円
対 象 者	基準日現在で、過去1年以上要介護4または5と認定されている65歳以上の高齢者の方を介護保険サービス（年間7日間までのショートステイの利用を除く）を受けずに常時家庭で介護している方（1年以上市内にお住まいの高齢者及び介護者に限ります）
手 続 き	基準日ごとに「広報さがみはら」でお知らせしますので、該当する場合は手続きをしてください。
問 い 合 わ せ	🏙 城山福祉課 🏘 藤野福祉課 🏠 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

● 高齢者住宅設備改善費の助成

内 容	60歳以上の方がいる世帯で、介護予防を目的として、手すりの設置、段差解消等による転倒防止等の住宅改造をするために要する費用の一部を助成します。助成の対象となる工事や助成対象額など、詳しくはお問い合わせください。なお、助成は60歳以上の方がいる世帯につき、原則として1回です。
対 象 者	次のすべてにあてはまる方（介護保険サービスを利用できる方や障害福祉の住宅改修等の助成対象の方は除きます） ①虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある60歳以上の方 ②60歳以上の方が属する世帯が、市民税非課税または均等割のみ課税されている世帯の方
受付・問い合わせ	城山福祉課 藤野福祉課 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります〕

● 電話の貸与

内 容	電話を貸与し、毎月の基本料と1,000円までの通話料を市が負担します。 ○利用者負担 毎月の通話料が1,000円を超えた場合、その超えた額
対 象 者	在宅の方で、次のすべてに該当する方 ①60歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯 ②市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む） ③現に電話（携帯電話等を含む）をお持ちでない世帯
問 い 合 わ せ	城山福祉課 藤野福祉課 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

● 緊急一時入所サービス

内 容	在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者の介護者が入院や介護疲れなどにより介護できない場合に、特別養護老人ホームなどで高齢者を一時的にお預かりします。なお、介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、介護保険サービスを先に利用していただきます。 利用期間は、2か月を限度とします。ただし、介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、短期入所生活介護の日数を含めて、2か月が限度となります。また、介護疲れでの利用は、1か月に7日以内の利用となります。 ○利用者負担 施設利用料・居住費及び食事代（施設により異なります）
対 象 者	在宅の60歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 ①介護保険非該当の方で、身体上または精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障のある方 ②介護保険の要介護・要支援認定を受けた方で、介護保険サービスの利用限度以上に一時入所が必要な方
受付・問い合わせ	城山福祉課 藤野福祉課 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります〕

● あじさい大学（高齢者大学）

内 容	芸術、文学、健康、園芸の4学部37学科を開設し、学習活動を通しての仲間づくりを進めています。詳しくは、広報さがみはら3月15日号に掲載をする予定です。
対 象 者	市内に住所を有する60歳以上の方
問 い 合 わ せ	高齢者福祉課 TEL.042-769-9231 ※本庁のみで取り扱います。

● 敬老祝金の贈呈、敬老訪問

内 容	○敬老祝金の贈呈 毎年9月に長寿をお祝いして、77歳・80歳・88歳・90歳・95歳・99歳・100歳以上（9月15日現在）の高齢者に、敬老祝金をお贈りします。 ○敬老訪問 毎年9月に、市内の100歳以上（9月15日現在）の高齢者を訪問し、長寿と健康をお祝いします。
問 い 合 わ せ	高齢者福祉課 TEL.042-769-9231 ※本庁のみで取り扱います。

7 障害のある方

「障害のある方のための福祉のしおり」を各総合事務所の福祉課に用意してあります。



1 相談窓口

●療育相談事業

内 容	<p>①療育相談 心身の発達に心配のある児童に関する相談及び家族への支援を行います。</p> <p>②児童デイサービス 就学前の児童を対象とした児童デイサービスを実施します。利用にあたり、ご負担いただく費用があります。</p> <p>③医療相談及び機能訓練 ①または②の児童に対して、必要に応じて整形外科・小児神経科の医療相談及び運動・言語面の機能訓練を行います。 ※電話でご相談ください。面接相談は予約制です。</p>
問 い 合 わ せ	<p>●城山療育相談室 ●藤野療育相談室 ●陽光園療育相談室 TEL.042-756-8410</p>

2 医療・手当・助成

●重度障害者医療費助成事業

内 容	保険診療の一部負担金、または老人保健法の医療の一部負担金を助成します（入院時食事療養費等の標準負担額は除く）。
対 象 者	<p>次の条件のいずれかに該当し、各種健康保険に加入している方</p> <p>①身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方、②知能指数が35以下の方、③身体障害者手帳の3級をお持ちで、かつ知能指数が50以下の方、④精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）の1級または2級をお持ちの方</p>
手 続 き	現在、各町から助成を受けている方には、3月下旬に新しい医療証を郵送しますので、手続きは不要です。3月31日までは、各町から交付されている医療証をお使いください。なお、制度拡大対象者（精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）の1級・2級の方）には、2月上旬に申請書を郵送します。
問 い 合 わ せ	<p>●城山福祉課 ●藤野福祉課 ●地域医療課 TEL.042-769-8231</p>

●市重度心身障害者等福祉手当の支給

内 容	在宅で障害のある方に手当を支給します。手当は、申請された月からの支給となります。
対 象 者	<p>①重度障害者：身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方、知能指数が35以下の方、身体障害者手帳の3級をお持ちでかつ知能指数が50以下の方</p> <p>②中度障害者：身体障害者手帳の3級をお持ちの方、知能指数が40以下の方、身体障害者手帳の4級をお持ちでかつ知能指数50以下の方</p> <p>○支 給 額 ①重度障害者 月額5,000円 ②中度障害者 月額3,000円</p> <p>○支 給 方 法 9月（4～9月分）と3月（10～3月分）に口座振込み</p> <p>※経過的福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当が支給される方及び施設に入所している方（通所は除く）は、支給対象になりません。</p>
手 続 き	3月12日から手帳、印鑑、本人名義の預貯金通帳を持って手続きをしてください。
受付・問い合わせ	<p>●城山福祉課 ●藤野福祉課 ●相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」 TEL.042-769-9266に変更となります〕</p>

● 宿泊施設利用料の助成

内 容	障害のある方が健康の保持及びレクリエーションのため宿泊施設を利用した場合に、宿泊費の一部を助成します。1人につき年度1回1泊のみの助成となります。 ○助成額 障害児者1人1泊 3,000円
手 続 き	宿泊する2週間前までに印鑑をお持ちのうえ、申請してください（手続きの前に必ずご相談ください）。
受付・問い合わせ	城山福祉課 藤野福祉課 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります〕



● 福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成

内 容	障害のある方がタクシー、自動車等を利用する場合に、福祉タクシー利用券または自動車燃料給油券のいずれかを申請月から翌年の3月分まで交付します。 ○助成内容（交付方法） ①福祉タクシー利用券 500円×6枚/月を申請月から翌年の3月分まで交付 ②自動車燃料給油券 ・本人運転（障害者本人が自動車を所有かつ運転する場合） 1,000円×2枚/月を申請月から翌年の3月分まで交付 ・家族運転（同居の家族が自動車を所有または運転する場合） 1,000円×1枚/月を申請月から翌年の3月分まで交付
対 象 者	①身体障害者（身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方）、②知的障害者（療育手帳のA1またはA2をお持ちの方、知能指数が35以下の方）、③特定疾患患者、④小児慢性特定疾患患者、⑤精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の1級または2級をお持ちの方） ※現在城山町で対象としている身体障害者手帳の3級をお持ちの方、リウマチ患者及び精神通院公費負担医療の適用を受けている方については、経過措置として、合併後1年間に限り対象となります。 ※平成18年度中に城山町で既に交付（福祉タクシー券・ガソリン券・バス共通カードのいずれか）を受けている方については、平成19年度交付分から助成対象となります。 ※施設に入所している方（通所は除く）は、助成対象になりません。
手 続 き	手帳または受給者証等（特定疾患医療受給者証、特定疾患認定通知書、小児慢性特定疾患医療給付決定書）及び印鑑を持って、3月12日から各受付窓口へ申請してください。 ○自動車燃料給油券選択の場合は、運転する方の運転免許証、自動車検査証も必要です。 ○申請は年度1人1回です。申請は年度ごとに行います。
受付・問い合わせ	対象者①～④ 城山福祉課 藤野福祉課 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります〕 対象者⑤ 相模原市保健所 中央保健センター城山担当 津久井保健センター藤野担当 保健予防課津久井担当（津久井保健センター）TEL.042-780-1412 保健予防課（ウェルネスさがみはら）TEL.042-769-8260

● 住宅設備改善費の助成

内 容	障害のある方が生活しやすいように住宅設備を改善するための経費を、対象工事等の限度額内で助成します（所得等により助成額が異なります。手続きの前に必ずご相談ください）。
対 象 者	身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方など（対象工事により異なります）
手 続 き	身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、見積書、工事箇所の見取図を持って申請書を提出してください。 ※同居の家族で所得がある方全員の前年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票が必要になる場合があります。
受付・問い合わせ	城山福祉課 藤野福祉課 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706〔4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります〕

3 各種サービス

● 障害児者入浴サービス

内 容	家庭での入浴ができない障害のある方に実施します。各町で実施方法に相違があります（事前に必ずご相談ください）。
対 象 者	在宅の重度障害児者等
受付・問い合わせ	 城山福祉課  藤野福祉課  相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706 【4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります】

● 手話・要約筆記通訳者の派遣

内 容	個人的な用務での市役所、学校、病院等における相談・手続き等の通訳にあたります。
対 象 者	聴覚障害者、音声・言語機能障害者
手 続 き	利用する日の7日前までに申請書を提出してください。（電子申請可）
受付・問い合わせ	 城山福祉課  藤野福祉課  相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706 【4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります】

● 補装具費の支給

内 容	障害のある方に補装具費を支給します（所得に応じ自己負担があります。手続きの前に必ずご相談ください）。
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方（世帯員のうち市民税所得割額が50万円以上の方がいる場合は、対象外となります）
手 続 き	身体障害者手帳、印鑑、見積書、判定（意見）書を持って申請書を提出してください。 ※同居の家族で所得がある方全員の前年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票が必要になる場合があります。
受付・問い合わせ	 城山福祉課  藤野福祉課  相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706 【4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります】

● 日常生活用具の給付

内 容	障害のある方に日常生活用具の給付または貸与を行います（所得に応じ自己負担があります。手続きの前に必ずご相談ください）。
対 象 者	給付品目ごとに規定があります（世帯員のうち市民税所得割額が50万円以上の方がいる場合は、対象外となります）。 ①身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方など ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
手 続 き	手帳、印鑑、見積書を持って申請書を提出してください。※同居の家族で所得がある方全員の前年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票が必要になる場合があります。
受付・問い合わせ	対象者①  城山福祉課  藤野福祉課  相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706 【4月1日以降は、「保健福祉総合相談課」TEL.042-769-9266に変更となります】 対象者② 相模原市保健所  保健予防課津久井担当（津久井保健センター） TEL.042-780-1412  保健予防課（ウェルネスさがみはら） TEL.042-769-8260

8 その他の福祉

1 生活保護

●生活保護	
内 容	生活保護に関わる事務については、神奈川県津久井保健福祉事務所から相模原福祉事務所津久井班に変わりますが、現在受給中の方は手続き不要です。
問 い 合 わ せ	<p>●津 相模原福祉事務所津久井班 TEL.042-780-1407〔4月1日以降は、「相模原福祉事務所生活支援課津久井担当」に変更となります〕</p> <p>●相模原福祉事務所 TEL.042-750-6705〔4月1日以降は「相模原福祉事務所生活支援課」TEL.042-769-9265に変更となります〕</p>

2 母子・父子家庭の方への援助

●母子・父子家庭等福祉手当	
内 容	0歳から18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している母子・父子家庭等に対し、福祉手当（1世帯月額3,000円）を支給します（所得制限あり）。
対 象 者	<p>次の①～④のいずれかに該当する方</p> <p>①配偶者と離婚し、または死別した方で現に児童を養育している方、②配偶者に1年以上遺棄されている方で現に児童を養育している方、③父母に代わって、または1年以上遺棄されている児童と生計を共にしている方で現に養育している方、④その他、①～③に準ずる方</p> <p>※城山町母子・父子家庭等福祉交付金制度は廃止されますので、同制度を受けていた方も新たに申請が必要です。</p>
手 続 き	請求者及び児童の戸籍謄本、印鑑、請求者名義の銀行等預金通帳をお持ちのうえ受付窓口へお越しください（3月12日から受付します）。なお、平成18年1月1日に城山町、藤野町または相模原市に住所のなかった方は、平成18年1月1日に居住していた市区町村発行の課税証明書（平成17年中の税額の証明書）が必要です。
受付・問い合わせ	<p>●城山福祉課 ●藤野福祉課</p> <p>●子ども育成課 TEL.042-769-8232 ●保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349</p>

●母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業

内 容	母子家庭の母が、自立に必要な資格を取得するため、教育訓練機関において修学するときに費用の一部（40%相当額）を教育訓練給付金として支給します。
手 続 き	<p>既に神奈川県において教育訓練講座の指定を受け、受講中の場合は、そのまま神奈川県が支給します。</p> <p>新たに修学を希望される方は、3月12日以降相模原市で受付します。教育訓練機関への修学の申込み前に必ず講座指定の申請を行ってください（申請前に必ずお問い合わせください）。</p>
受付・問い合わせ	●子ども育成課 TEL.042-769-8232

● 母子家庭高等技能訓練促進費支給事業

内 容	母子家庭の母が、生活の安定につながる資格を取得するため、2年以上の教育訓練期間を要する教育訓練機関に修学している場合、修学期間の最後の1/3について高等技能訓練促進費を支給します。
手 続 き	既に神奈川県から支給が開始されている方は、最終月（卒業）まで神奈川県が支給します。3月12日以降、申請される方は、相模原市で受付します（申請前に必ずお問い合わせください）。
受付・問い合わせ	☎ 子育て課 TEL.042-769-8232

● 母子寡婦福祉資金貸付事業

内 容	母子家庭及び寡婦に対し、自立に必要な資金を貸付します。
手 続 き	○現在神奈川県に返済中の方は、合併後も完済まで神奈川県にご返済ください。 ○現在修学資金等を継続して借入れ中の方は、最初に貸付決定した期間中（卒業まで）は、神奈川県が貸付します。 ○3月12日以降の新規借入れについては、相模原市が受付し、貸付します（申請前に必ずお問い合わせください）。
受付・問い合わせ	☎ 子育て課 TEL.042-769-8232

● 相模原市施設利用優遇扱い

内 容	母子・父子家庭等は相模川ふれあい科学館、市立博物館等での優遇があります。児童扶養手当証書やひとり親の医療証をお持ちの方は、各施設で提示すると使用料の優遇が受けられます。児童扶養手当証書等をお持ちでない方には施設利用証を発行します。
問 い 合 わ せ	🏙 城山福祉課 🏘 藤野福祉課 ☎ 子育て課TEL.042-769-8232 ☎ 保健福祉総合相談課TEL.042-769-8349

3 社会福祉協議会

● 社会福祉協議会の合併（名称の変更）

内 容	城山町社会福祉協議会と藤野町社会福祉協議会は、平成19年3月11日に相模原市社会福祉協議会と合併します。合併に伴い、名称が次のとおり変更となります。 ○城山町⇒相模原市社会福祉協議会城山町地域事務所 ○藤野町⇒相模原市社会福祉協議会藤野町地域事務所
問 い 合 わ せ	🏙 城山町地域事務所TEL.042-783-1212 🏘 藤野町地域事務所TEL.042-687-3361

9 保健・衛生



● 基本健康診査事業

健診の種類	基本健康診査		大腸がん検診
	必須検査	選択検査 (医師の判断により実施)	
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、検尿、採血による高脂血症・肝機能・腎機能・血糖の検査	心電図・眼底・貧血・ヘモグロビン A1cのうち必要な検査	希望により基本健康診査と併せて受診できます。
対象者	40歳以上の方 ※職場等で健康診断を受ける機会がある方は対象外です。 ※65歳以上の方には、「介護予防のための生活機能評価」を追加実施します。		
費用	1,000円		500円
健診場所	市内協力医療機関(協力医療機関名簿は受診券と同封して送付します)		
健診期間	通年(医療機関と事前に受診日を調整のうえ受診してください)		
手続き等	○健診には、市が発行する受診券が必要となります。平成19年4月に送付する「検診のご案内」に付いている申込書、電話、電子申請(相模原市ホームページ)で申込みをしてください。 ○大腸がん検診は、基本健康診査の受診券で受診できます。 ○30歳代の国民健康保険加入の方は、国民健康保険の健康診査を受診できる場合があります。詳しくは、19ページをご覧ください。		
問い合わせ	☎相模原市保健所 中央保健センター(ウェルネスさがみはら) TEL.042-769-9220〔4月1日以降は、「健康企画課(ウェルネスさがみはら)」に変更となります〕※本庁のみで取り扱います。		

● がん検診事業

検診の種類	胃がん	子宮がん		乳がん		肺がん		大腸がん
検診内容	胃部X線 (バリウム)	視診と細胞診		視触診のみ	視触診と マンモグラフィ (注2・3)	X線	X線と 喀痰	検便 (2日法) (注4)
		頸部	頸部と体部 (注1)					
対象者	40歳以上	20歳以上の女性		30歳以上の女性	40歳以上の女性	40歳以上(3月31日までは施設検診のX線は50歳以上)		40歳以上
施設検診(協力医療機関)	2,900円	1,700円	2,200円	700円	2,000円	800円	1,700円	500円
集団検診(検診車)	900円	600円	実施なし	400円	2,000円	200円	700円	500円
メディカルセンター(注5)	実施なし			700円	2,000円	実施なし		

(注1) 体部検診は、医師の判断により実施します。

(注2) 40歳以上の女性は視触診のみか、視触診とマンモグラフィ併用検診のどちらかを選択できます。なお、集団検診における視触診とマンモグラフィ併用検診は、1日の申込者が40人を超えた場合は、抽選により受診者を決定します。

(注3) 視触診とマンモグラフィ併用検診は、2年に1回の受診となります。

(注4) 施設検診における大腸がん検診は、基本健康診査と併せて受診する方のみが対象です(大腸がんの単独検診はできません)。

(注5) 相模原メディカルセンター(相模原市富士見6-1-1)と相模原南メディカルセンター(相模大野4-4-1)では乳がん検診を受診できます。

手続き等	○検診には、市が発行する受診券が必要となります。平成19年4月に送付する「検診のご案内」に付いている申込書、電話、電子申請(相模原市ホームページ)で申込みをしてください。 ○施設検診の検診期間は、通年です。医療機関と事前に受診日を調整のうえ受診してください。 ○がん集団検診は、受診日当日に胃・子宮・乳・肺・大腸がん検診すべてを実施します。受付時間は、午前が男性8時45分～9時30分、女性9時30分～11時、午後が男女とも1時30分～2時30分です(胃がん検診は午前のみ、乳がん検診におけるマンモグラフィ併用検診の受付時間は、別に指定した時間となります)。
------	---

問い合わせ 相模原市保健所 ☎中央保健センター(ウェルネスさがみはら) TEL.042-769-9220〔4月1日以降は、「健康企画課(ウェルネスさがみはら)」に変更となります〕※本庁のみで取り扱います。

●食品や食中毒に関する相談

内 容	食品の取扱方法や表示、添加物などの相談、食中毒について知りたいとき、食中毒の疑いがあるときなどをご相談ください。また、お店が不衛生であったり、購入した食品の衛生に問題があったときなどをご相談ください。
問い合わせ	相模原市保健所 ☎生活衛生課津久井担当（津久井総合事務所）TEL.042-780-1413 ☎生活衛生課（ウェルネスさがみはら）TEL.042-769-9234

10 広報・広聴



●広報紙の発行

	「広報さがみはら」	「地域自治区広報紙」	「さがみはら市議会だより」
内 容	市の施策をはじめ、催しや講座の案内などの市政情報	地域協議会の情報や地域自治区内を対象としたお知らせなど	議会の活動状況など
発 行 日	毎月1日と15日に定例会、必要に応じ臨時号	毎月15日発行。ただし第1号は平成19年4月15日の発行となります。	定例会（3月、6月、9月、12月）閉会後概ね1か月後の1日もしくは15日、また必要に応じて臨時会号
配 布 方 法	①新聞折込②公共施設での配布（地域自治区広報紙は地域自治区内のみ）③ホームページでの配信④郵送（ただし①～③の方法での受け取りが困難な方）		
対 象	市民	各地域自治区の住民	市民
問い合わせ	☎広報課 TEL.042-769-8200	☎城山町地域自治区事務所 ☎藤野町地域自治区事務所	☎議会事務局 議事調査課TEL.042-769-8278
視覚が不自由な方向けの広報	「点字版広報さがみはら」または「声の広報さがみはら（テープ）」	「声の地域自治区広報紙（テープ）」	「さがみはら市議会だより（点字版）」または「さがみはら市議会だより（録音版）」

○広報紙及び点字版広報・声の広報（テープ）の郵送をご希望の方は…

【申込方法】 次のいずれかの方法により申込みをしてください。

①郵送依頼票の場合

合併前は各町広報担当課及び藤野町各支所で、合併後は各総合事務所の地域自治区事務所及び藤野町内の各連絡所（合併前の各支所）に配置してある依頼票で手続きしてください。

②電話の場合

合併前、合併後いずれも市役所本庁広報課（TEL.042-769-8200）へ

【受付期間】 2月1日から随時（2月20日までに手続きすると、3月11日発行の「広報さがみはら」合併記念特集号の郵送に間に合います）

●ホームページによる広報 <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>

市の施策をはじめ、催しや講座の案内などの市政情報を提供しています。

トップページからは、各地域自治区や市議会のページにもアクセスできます。また、「iモード」「Yahoo! JAPAN」「EZweb」「Lモード」の端末からも、情報を入手することができます。

【アクセス方法】 バーコード読み取り機能付き携帯電話をご利用の場合、下の2次元バーコードを撮影すると簡単にアクセスできます。



iモード



Yahoo JAPAN



EZ web



問い合わせ ☎広報課TEL.042-769-8200

● さがみはらメールマガジン

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録していただくと市からの各種情報をメールでお知らせします。
 ※詳しくは、市ホームページ「メルマガ」をご覧ください。

区分	発行	対象	内容
イベント	月2回(1日、15日)	パソコンのみ	市が主催するイベント情報
お知らせ			イベントと募集以外の主な市からのお知らせ(行政情報)
募集			イベントの参加者や非常勤職員の募集情報など
健康・保健			予防接種、健康診断、健康に関する相談教室などの情報
子育て	随時	パソコンと 携帯電話	子育てに関するイベントやお知らせなどの情報
防災			避難勧告・指示のほか、災害に関連する情報
安全・安心			連続発生している犯罪情報、不審者情報と啓発情報など

※送受信に必要な通信費は、登録者の負担となります。

問い合わせ ☎ 広報課 TEL.042-769-8200

● 「わたしの提案」制度

内 容 市民の皆さんのご意見やご提案などを市政に反映させるための制度です。市役所や総合事務所、出張所、公民館などの市の機関に「わたしの提案」専用用紙を用意しています。また、市のホームページ「わたしの提案」、電子メール (teian@city.sagamihara.kanagawa.jp) 及びファクス (042-730-5258) などでも随時受付しています。

受付・問い合わせ ☎ 市民相談課 TEL.042-769-8299

11 消防・救急・急病診療

1 消防・救急



● 消防業務及び消防団

消 防 業 務

- 合併による消防業務の変更はありません。
- 平成18年4月1日より津久井消防署には、消防署の管理を行う警備課や予防事務を行う査察指導課が設置されました。市民の生命、財産を守るため消火活動、救助活動が円滑に行われるよう指揮隊を設置するとともに救助隊の強化を行いました。
- 各種の申請、届出等(救急搬送証明願、自主防災訓練の申請など)は、最寄りの消防署または分署(注)にお問い合わせください。

(注) 城山分署は平成19年4月1日より津久井消防署から北消防署の管轄区域に変更されます。

消 防 団

- 城山町消防団及び藤野町消防団は、相模原市消防団に統合され、名称は新たに相模原市城山消防団、相模原市藤野消防団になります。
- 合併後は、相模原市相模原消防団、相模原市津久井消防団、相模原市相模湖消防団を含め、5つの消防団となります。
- 消防団は地域の安全・安心のために献身的かつ奉仕的に活動している組織です。消防団への入団等につきましては、最寄りの消防署または分署にお問い合わせください。

問い合わせ 北消防署 TEL.042-774-0119 津久井消防署 TEL.042-685-0119 (☎消防指令センターTEL.042-751-9111(代表))

● 119番

【火事と救急は119番】

城山町及び藤野町からの119番通報は、すべて相模原市消防指令センター通信指令室にて受信しています。

○災害情報を提供するためのテレホンサービス番号は、TEL.042-757-0119です。

○FAXを活用した通報は、119をダイヤルするだけで相模原市消防指令センター通信指令室に送信できます。

○医療機関の問い合わせ等については、TEL.042-756-9000(相模原救急医療情報センター)です。

● お知らせ

【住宅用火災警報器の設置が義務付けられました】

消防法の改正により、平成18年5月31日以前に建てられている住宅については、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が必要となります。なお、平成18年6月1日以降の新築住宅については、既に設置が義務化されています。詳しくは、消防本部予防課（TEL.042-751-9133）北消防署（TEL.042-774-0119）または津久井消防署（TEL.042-685-0119）へお問い合わせください。



2 急病診療

● 急病診療事業

【医科】

休日（日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで））や夜間急病になったときはまずかかりつけ医へ連絡をしてください。連絡が取れないとき、医師が不在のときは、**相模原救急医療情報センターTEL.042-756-9000**へ電話をしてください。診療可能な医療機関をご案内します。

・利用時間…平日：午後5時から翌朝9時まで、土曜日：午後1時から翌朝9時まで

休日（日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで））：午前9時から翌朝9時まで

なお、津久井地域の急病体制は次のとおりです。

○休日診療：休日（日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで））に急病のときは、次のとおり受診できます。

・診療科目…内科・小児科

・利用時間…午前8時45分～正午、午後0時45分～午後4時、午後7時～午後10時（受付は各時間帯終了時の30分前まで）

・診療場所…**相模原西メディカルセンター（事前に電話連絡をしてください。TEL.042-784-5199、津久井町中野1681-1）**

○夜間診療：夜間（平日・土曜日）に急病のときは次のとおり受診できます。

・利用時間…午後7時～午後10時（受付は終了時間の30分前まで）

・診療場所…在宅当番医療機関（津久井町・相模湖町、城山町、藤野町の当番医療機関）

※「津久井地域急病診療（当番医療機関表）」については6・9・12・3月の1日に新聞折込にて配布します。

【歯科】

○休日の昼間（日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月4日まで））に急に歯が痛くなったときは次のとおり受診（応急処置）できます。

・受付時間…午前8時45分～午前11時30分、午後1時15分～午後4時30分

・診療場所…休日急患歯科診療所、富士見6-1-1ウェルネスさがみはらB館2階相模原口腔保健センター

・問い合わせ先…**相模原歯科医師会（事前に電話連絡をしてください。TEL.042-756-1501）**

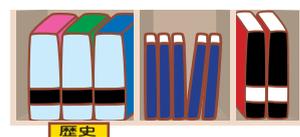
【柔道整復施療】

○休日の昼間（日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで））に、ねんざ・打撲・脱きゅうなどでお困りのときは、柔道整復師会相模支部会員の接骨院・整骨院が当番で応急施術を行います。

・診療時間…午前9時～午後5時

・問い合わせ先…**柔道整復師会相模支部（フリーダイヤルTEL.0120-19-4199）**

12 文化・教養・レクリエーション施設



主な施設を紹介します。

● 図書館	
利用方法	①市内の図書館、図書室はすべて利用できます。 ②合併後の利用方法は、今までと変わりません。貸出券等の住所変更の手続きは必要ありません。図書等の資料の貸し出しを受ける場合は、合併前の市町ごとの図書館、図書室でそれぞれ登録が必要です。
主な図書館・室	図書館（鹿沼台 2-13-1）、相模大野図書館（相模大野 4-4-1）、 橋本図書館（橋本 3-28-1）、相武台分館（新磯野 4-8-7） 城山公民館図書室（城山町久保沢 1-3-1） 津久井中央公民館図書室（津久井町中野 633-1）、串川ひがし地域センター図書室（津久井町根小屋 1619-1）、桂北公民館図書室（相模湖町与瀬 1134-3） 藤野中央公民館図書室（藤野町小淵 1992）ほか
図書館の 広域利用	広域利用協定により、町田市や八王子市など下記の市町村の図書館もご利用になれます。貸出しを希望される方は、利用される市町村での登録手続きが必要になります。詳しくは各市町村の図書館へお問い合わせください。 （町田市、八王子市、上野原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）
問い合わせ	城山教育課 藤野教育課 図書館 TEL.042-754-3604 相模大野図書館 TEL.042-749-2244 橋本図書館 TEL.042-770-6600



● 視聴覚ライブラリー	
所在地	鹿沼台2-13-1（図書館2階）
利用できる人	①市立の教育機関及び市内で活動する社会教育関係団体等、②市内に居住・在勤・在学の方（個人の場合は利用範囲が限られています）、③その他教育委員会が認めるもの
利用できる 内容	16ミリ映写機、プロジェクター等の機材や16ミリ映画、ビデオ等の教材を貸し出します。また、調整室等での教材製作、視聴覚室での映画・ビデオ上映会もできます。 ○視聴覚機材・教材の貸出 16ミリ映写機・プロジェクター・スクリーン等 16ミリフィルム・ビデオ・DVD等 ○施設の利用 視聴覚室、スタジオ、調整室、教材作製室、暗室が利用できます。
利用方法	○利用者の登録をしてください（登録後、利用券を発行します）。 〈団体登録〉 団体の会則と会員名簿が必要です。 〈個人登録〉 運転免許証または健康保険証、学生証等が必要です（個人の場合には利用できる内容に制限があります）。 ○利用は予約制です 〈申し込み〉 利用希望日の2か月前から2日前までに申込みをしてください（利用券の番号が必要となります）。 〈予約方法〉 予約は電話でできます。
問い合わせ	視聴覚ライブラリーTEL.042-753-2401

●相模川ビレッジ若あゆ（相模川自然の村野外体験教室）

青少年団体がさまざまな体験「豊かな体験」ができる宿泊施設です。

所在地	大島3497-1
主な施設	児童生徒宿泊室28室（1室定員10人）、障害児宿泊室2室（1室定員3人）、引率者宿泊室4室（1室定員5人）、ふれあいホール（多目的ホール）、クラフトルーム（工作室）、銀河ドーム（天体観測室）、虹のシアター（視聴覚室）、ワークルーム（実習室）、ミーティングルーム（研修室）、野外炊事場、風っ子広場、川のレストラン（食堂）等
利用可能日	原則として学校利用日以外（学校の休業日）は、青少年団体等が利用できます。
利用方法	市内に在住か在学の18歳以下の青少年で構成される青少年団体は、利用月の3か月前の1～10日にさがみはらネットワークシステム（利用者登録が必要です）か、直接相模川ビレッジ若あゆへ申込みをしてください（抽選）。 空き施設利用の申込みは、利用月の3か月前の21日から随時受付します。
利用料金	児童・生徒室1室8,000円、引率者室1室4,000円。ただし、市内の青少年団体には減免措置があります。また、食事、教材代などは別途料金となります。
交通	バス＝「JR・京王線橋本駅南口」から「上大島」行き終点下車徒歩20分 市コミュニティバス＝「JR・京王線橋本駅南口」から「相模川自然の村」行き終点下車すぐ
休館日	原則として毎月第3月曜日及び年末年始（12月28日から1月3日まで） ※点検業務の関係で変更する場合があります。
問い合わせ	相模川ビレッジ若あゆTEL.042-760-5445

●相模川清流の里（相模川自然の村）

家族や友人などで気軽に利用できる宿泊施設です。相模川周辺の景色を楽しみながら食事ができるレストラン、お風呂などがあります。

所在地	大島 3497 - 1
主な施設	10室（定員47人）、浴場、レストラン、大広間、プレイルーム、娯楽室
利用方法	市内に在住か通勤、在学の方は、利用日の3か月前の1日から10日にさがみはらネットワークシステム（利用者登録が必要です）か、相模川清流の里に申込みをしてください（抽選）。 空き施設の利用申込みは、利用月の3か月前の21日から随時受付します。
利用料金	6,125円～7,675円（1室2名以上の利用・1泊2食付き）
交通	バス＝「JR・京王線橋本駅南口」から「上大島」行き終点下車徒歩20分 市コミュニティバス＝「JR・京王線橋本駅南口」から「相模川自然の村」行き終点下車すぐ
休館日	月2回（不定期）
問い合わせ	相模川清流の里TEL.0120-988-547

●相模原市民たてしな自然の村

長野県立科町の白樺高原にある宿泊施設。小旅行の拠点に、野外活動の場にご利用ください。

所在地	長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字赤沼平 995（案内図は55ページをご覧ください）
主な施設	キャビン14棟（5人用9棟、15人用5棟）、テント10張（利用期間7月1日から8月31日まで）、食堂、集会施設、共同炊事場など
利用方法	市内に在住か通勤、在学の方は、利用月の3か月前の1日から10日にさがみはらネットワークシステム（利用者登録が必要です）か、相模原市民たてしな自然の村に申込みをしてください（抽選）。空き施設の利用申込みは、利用月の3か月前の21日から随時受付します。
利用料金	5人用キャビン7,500円、15人用キャビン15,000円、テント（常設）600円、いずれも1棟か1張の1泊料金
交通	車＝中央自動車道「諏訪インター」で下り、ピーナスラインを利用 電車・バス＝JR中央本線「茅野駅」からバスを利用
問い合わせ	たてしな自然の村TEL.0267-55-6776 （受付時間 午前8時30分～午後5時 土・日・祝日も受付可）



●青根緑の休暇村いやしの湯

地下1,310mから湧き出している無色透明の天然温泉です。大広間では、地元産の野菜や山菜を使った料理なども味わうことができます。自然に囲まれた「いやしの湯」で、安らぎの時間をお過ごしください。

所在地	津久井町青根 844		
主な施設	大浴場・露天風呂・サウナ室 各2か所（1週間ごとに入れ替えします）、大広間、貸切休憩室 ※休暇村センター（食堂、宿泊施設、テニスコート）や津久井合唱館（合唱練習施設）、キャンプ場が隣接しています。		
営業日時	○休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日） ○営業時間 午前10時から午後9時まで（ただし、12月～3月は午後8時まで） ※入館は終了時間の30分前までです。		
利用料金	区分		利用料金
	温泉施設	3時間まで	大人（600円）、小学生（300円）、障害児者（300円）
		1日	大人（900円）、小学生（500円）、障害児者（500円）
貸切休憩室	3時間	10畳〈1室につき〉（3,000円）	
交通	車＝国道413号で橋本から約70分 バス＝「三ヶ木」から「東野」行き終点で下車 徒歩20分 「JR藤野駅」から「やまなみ温泉」行き終点で下車乗り換え「東野」行き「奥相模湖」下車徒歩3分		
問い合わせ	いやしの湯TEL.042-787-2288		

●藤野やまなみ温泉

丘の上にある開放的な建物の日帰り温泉施設です。浴室には内風呂が2つ、サウナ・水風呂があり、屋外に広い露天風呂があります。また、85畳の大広間とテーブル席の中広間、個室の休憩室が利用できます。泉質はナトリウム・カルシウム硫酸塩塩化物泉（アルカリ性低張性温泉）で、100%源泉使用の天然温泉です。

所在地	藤野町牧野 4225-1			
主な施設	湖の湯（内風呂・露天風呂・ジェットバス・ドライサウナ／水風呂）、森の湯（内風呂・露天風呂・パイラバス・ウェットサウナ／水風呂）、大広間・中広間（無料休憩所）、特別室（有料休憩室 2室） ※湖の湯と森の湯は、1週間ごとに男女の入替えをします。			
営業日時	○休館日 毎週水曜日（水曜日が祝日の場合は翌日） ○営業時間 午前10時から午後9時まで ※入館は午後8時30分までです。 ※営業時間は変更となる場合があります。			
利用料金	○温泉施設			
	区分		利用料金	
	温泉施設	3時間まで	大人（600円）、小学生（300円）、障害児者（300円）	
		1日	大人（900円）、小学生（500円）、障害児者（500円）	
	○特別室			
部屋名	カシワ全室（約22畳）	フジ全室（約15畳）	カシワ半室（約10畳）	フジ半室（約6畳）
3時間	3,000円	2,000円	1,600円	1,200円
1日	10,000円	7,000円	5,500円	4,500円
※藤野町が発行した優待券は、3月11日以降は利用できません。 ※利用料金は表の金額の範囲内で変更となる場合があります。				
交通	車＝国道20号「日連入口」交差点から約15分 バス＝「JR藤野駅」から「やまなみ温泉」行き、「やまなみ温泉入口」で下車 徒歩すぐ			
問い合わせ	藤野やまなみ温泉TEL.042-686-8073			

公共施設の名称変更

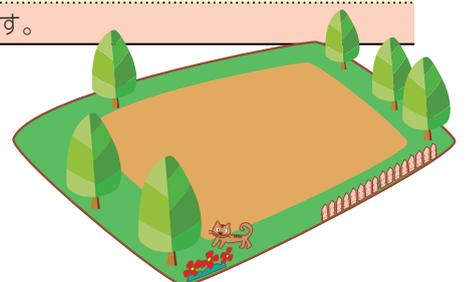
合併に伴い、城山町と藤野町の公共施設の名称が次のとおり変わります。

1. 原則による場合 公共施設は、原則として町名の部分が「相模原市」に変わります。

合併前の名称の例	合併後の名称の例
城山町（立）〇〇センター	相模原市（立）〇〇センター ※黒字の部分は変わりません
藤野町（立）〇〇センター	

2. 原則によらない場合（主な施設）原則によらない主な施設は次のとおりです。

合併前の名称	合併後の名称
城山町役場 本庁舎・城山町民センター・別館	相模原市城山総合事務所 本館・第1別館・第2別館
藤野町役場 本庁舎・牧野支所・佐野川支所	〃 藤野総合事務所 本館・牧野連絡所・佐野川連絡所
城山町保健福祉センター	相模原市城山保健福祉センター
城山町立障害者デイサービスセンターつくしの家	相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家
城山町立児童センター	相模原市立城山こどもセンター
城山町立中央保育所	相模原市立城山中央保育園
〃 西部保育所	〃 城山西部保育園
藤野町立日連保育所	〃 日連保育園
藤野町農村環境改善センター	相模原市立藤野農村環境改善センター
城山町町民の森散策施設	相模原市城山湖散策施設
駅前自転車等駐車場	相模原市営藤野駅周辺第1駐車場
藤野町役場分庁舎自転車等駐車場	〃 藤野駅周辺第2駐車場
藤野町自転車等第二駐車場	〃 藤野駅周辺第3駐車場
藤野町立南小学校	相模原市立藤野南小学校
※その他の城山町立及び藤野町立の幼稚園・小学校・中学校は、原則により相模原市立〇〇幼稚園・小学校・中学校となります。	
城山町教育相談センター	相模原市立青少年相談センター城山室
城山町立学校給食センター	相模原市城山学校給食センター
城山町立公民館	相模原市立城山公民館
藤野町立中央公民館	〃 藤野中央公民館
※藤野町立沢井、牧野及び佐野川公民館は、原則により相模原市立〇〇公民館となります。	
横山スポーツ広場	相模原市立原宿グラウンド
町民の森テニスコート	〃 城山湖テニスコート
町民の森野球場	〃 城山湖野球場
中沢スポーツ広場	〃 中沢グラウンド
小倉スポーツ広場こだまプール	〃 小倉プール
小倉スポーツ広場やまびこテニスコート	〃 小倉テニスコート
町立日連運動場	〃 日連グラウンド
藤野町スポーツ広場	〃 名倉グラウンド
吉野イベント・パーク	〃 ふじのマレットゴルフ場
※藤野町の牧郷及び沢井体育館は、原則により相模原市立〇〇体育館となります。	



新「相模原市」の主な公共施設

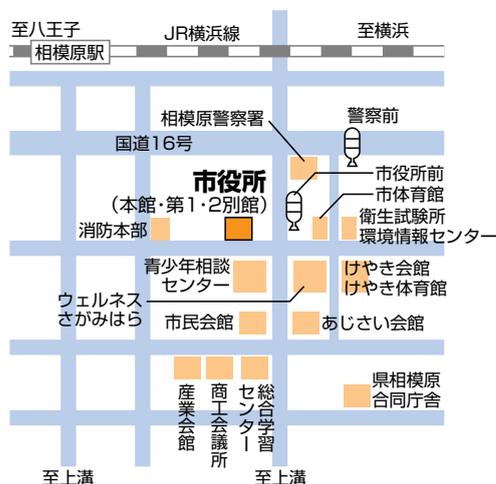
その1 身近な窓口、保健・福祉・医療、 消防・救急、清掃施設・斎場

新「相模原市」の主な公共施設をご紹介します。
利用方法など詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

○施設の区分

- No. ①～⑤：市役所・総合事務所
- No. ⑥～⑳：出張所・連絡所
- No. ㉑～㉓：保健・福祉・医療施設
- No. ㉔～㉖：消防・救急施設
- No. ㉗～㉙：清掃施設・斎場

●市役所周辺マップ



名称 (合併前の名称)	問い合わせ先
① 相模原市役所	042-754-1111
② 城山総合事務所(城山町役場)	042-782-1111
③ 津久井総合事務所	042-784-1141
④ 相模湖総合事務所	042-684-3211
⑤ 藤野総合事務所(藤野町役場)	042-687-2111
⑥ 橋本出張所:橋本駅北口 シティ・プラザはしもと内	042-772-6451
⑦ 大野北出張所	042-752-2023
⑧ 大野中出張所	042-742-2226
⑨ 大野南出張所:南合同庁舎内	042-749-2131
⑩ 大沢出張所	042-761-2610
⑪ 田名出張所	042-761-0056
⑫ 上溝出張所	042-762-0079
⑬ 麻溝出張所	042-778-1006
⑭ 新磯出張所	046-251-0014
⑮ 相模台出張所	042-744-1609
⑯ 相武台出張所	046-251-5373
⑰ 東林出張所	042-744-5161
⑱ 串川出張所	042-784-2604
⑲ 鳥屋出張所	042-787-0611
⑳ 青野原出張所	042-787-0002
㉑ 青根出張所	042-787-2511

名称 (合併前の名称)	問い合わせ先
㉒ 相模原駅連絡所:JR相模原駅ビル シティ・プラザさがみはら内	042-776-3173
㉓ 光が丘連絡所	042-758-8195
㉔ 相原連絡所	042-779-6770
㉕ 大沼連絡所	042-741-2420
㉖ 大野台連絡所	042-776-6511
㉗ 上鶴間連絡所	042-749-6623
㉘ 津久井中央連絡所	042-784-2400
㉙ 牧野連絡所(牧野支所)	042-689-2121
㉚ 佐野川連絡所(佐野川支所)	042-687-2606
㉛ ウェルネスさがみはら 相模原市総合保健医療センター 相模原メディカルセンター: ウェルネスさがみはら内 相模原口腔保健センター: ウェルネスさがみはら内	042-754-1111 042-756-1700 042-756-1501
㉜ あじさい会館	042-759-3963
㉝ 城山保健センター:城山保健福祉 センター内(城山町保健福祉センター) あじさい会館城山分室:城山保健福祉 センター内(城山町保健福祉センター)	042-782-1111

●橋本駅周辺マップ



●相模大野駅周辺マップ



名称 (合併前の名称)	問い合わせ先
34 相模原南メディカルセンター: グリーンホール相模大野内	042-749-2101
35 相模原西メディカルセンター	042-784-5199
36 国民健康保険青根診療所	042-787-2834
37 国民健康保険内郷診療所	042-685-0017
38 国民健康保険日連診療所	042-687-2005
39 衛生試験所	042-769-8348
40 相模原消防署	042-751-0119
41 / 田名分署	042-761-0119
42 / 淵野辺分署	042-758-0119
43 / 緑が丘分署	042-759-0119
44 / 上溝分署	042-762-0119
45 南消防署	042-744-0119
46 / 麻溝台分署	042-745-0119
47 / 新磯分署	046-253-0119
48 / 東林分署	042-742-0119
49 / 大沼分署	042-756-0119
50 / 相武台分署	042-747-0119
51 / 上鶴間分署	042-743-0119

名称 (合併前の名称)	問い合わせ先
52 北消防署	042-774-0119
53 / 大沢分署	042-763-0119
54 / 相原分署	042-773-0119
55 津久井消防署	042-685-0119
56 / 救急隊派出所	042-780-0119
57 / 城山分署	042-782-0119
58 / 藤野分署	042-687-3401
59 / 烏屋出張所	042-785-0119
60 / 青根出張所	042-787-2724
61 東清掃事業所	042-742-6462
62 南清掃工場	042-748-1133
63 北清掃工場	042-779-1110
64 麻溝台収集事務所	042-747-1241
65 橋本台収集事務所	042-772-0218
66 相模台収集事務所	042-742-0042
67 津久井クリーンセンター	042-784-2711
68 北部粗大ごみ受入施設	042-775-5333
69 南部粗大ごみ受入施設	042-767-5305
70 橋本台リサイクルスクエア	042-774-2050
71 新磯野リサイクルスクエア	046-266-6731
72 市営斎場	042-744-3330

21 城山湖散策施設

城山湖散策施設は、城山湖周辺の恵まれた自然環境を活かし、城山湖1周約5kmの散策路・野鳥観察舎・展望台などが整備されています。晴れた日には金刀比羅宮前から遠く新宿副都心や横浜ランドマークタワーを望むことができます。



55 博物館

「川と台地と人々の暮らし」をテーマにした自然・歴史展示室、「宇宙の中のわたしたち」をテーマにした天文展示室、様々な企画の展示を行う特別展示室、250人が一度に観覧できるプラネタリウムがあります。プラネタリウムでは星空の投影のほか、迫力ある大型映像の映画（全周映画）の上映も行います。



5 銀河アリーナ(淵野辺公園内)

1年を通して、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、冬季はアイススケート場、夏季は水泳プールとして利用することができる複合施設です。



4 さがみはらグリーンプール(横山公園内)

1年を通して利用できる屋内温水プール。メイン・飛び込みプールは可動床の採用で色々なニーズに対応できます。



川清流の里

雄大な流れと沿岸に広がる豊かな自然に囲まれ、ゆったりした風呂や食事、様々なレクリエーション施設をご用意しています。

46 相模原市民たてしな自然の村

TEL.0267-55-6776



名称(合併前の名称)	問い合わせ先
30 国体記念鳥屋グラウンド: 多目的グラウンド 【津久井教育課】	042-784-1141
31 鳥居原ふれあいの館	042-785-7300
32 青野原道志川の家	042-787-0541
33 緑の休暇村センター 青根緑の休暇村いやしの湯	042-787-2215 042-787-2288
34 県立相模湖公園 県立相模湖漕艇場	042-684-2740 042-684-2339
35 相模湖林間公園: 軟式野球場・テニスコート・ゲートボール場	042-685-1330
36 与瀬グラウンド:多目的グラウンド 【相模湖教育課】	042-684-3211
37 内郷グラウンド:多目的グラウンド 【相模湖教育課】	042-684-3211
38 相模湖自然公園ふるさとの森 【相模湖経済環境課】	042-684-3211
39 県立陣馬自然公園センター	042-687-5270
40 名倉グラウンド:多目的グラウンド・テニスコート ゲートボール場(藤野町スポーツ広場)	042-687-4782
41 日連グラウンド:多目的グラウンド (町立日連運動場) 【藤野教育課】	042-687-2111
42 ふじのマレットゴルフ場(吉野イベント・パーク)	042-687-5700
43 牧郷体育館 【藤野教育課】	042-687-2111
44 沢井体育館 【藤野教育課】	042-687-2111
45 藤野やまなみ温泉	042-686-8073
46 相模原市民たてしな自然の村 S	0267-55-6776

名称(合併前の名称)	問い合わせ先
47 市民会館	042-752-4710
48 南市民ホール:南合同庁舎内	042-749-2110
49 グリーンホール相模大野 相模大野図書館:グリーンホール相模大野内	042-749-2200 042-749-2244
50 杜のホールはしもと 橋本図書館	042-775-3811 042-770-6600
51 相模川ピレッション若あゆ S	042-760-5445
52 相模川ふれあい科学館	042-762-2110
53 相模原市民ギャラリー	042-776-1262
54 相模大野ギャラリー:市民ロビー相模大野内	042-744-6639
55 博物館	042-750-8030
56 図書館 視聴覚ライブラリー:図書館2階	042-754-3604 042-753-2401
57 環境情報センター	042-769-9248
58 相模の大風センター:れんげの里あらいそ内	046-255-1311
59 津久井郷土資料室	042-784-7839
60 津久井文化福祉会館	042-784-3211
61 津久井生涯学習センター	042-784-2400
62 尾崎穹堂記念館	042-784-0660
63 県立相模湖交流センター 相模湖記念館:県立相模湖交流センター内	042-682-6121
64 小原宿本陣	042-684-4780
65 小原の郷	042-684-5858
66 県立藤野芸術の家	042-689-3030
67 吉野宿「ふじや」	042-687-5022

● **そのほかの主な公共施設** 52から55ページの地図に掲載されたもの以外の施設を紹介します。

※施設の利用方法など詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

※名称のうしろに「**S**」が付いている施設は、**さがみはらネットワークシステム**で予約できます。詳しくは57ページをご覧ください。

区分	名称(合併前の名称)	所在地	問い合わせ先	区分	名称(合併前の名称)	所在地	問い合わせ先
教育施設	総合学習センター S	中央3-12-10	042-756-3443	公民館等	牧野公民館	藤野町牧野4232	042-689-2121
	青少年相談センター	中央3-13-13	042-769-8285		佐野川公民館	藤野町佐野川2903	042-687-3331
	青少年相談センター 城山室 (城山町 教育相談センター)	城山町久保沢2-4-20	042-783-6188		藤野農村環境改善 センター (藤野町農村環境 改善センター)	藤野町牧野4232	042-689-2121
	青少年学習センター S	矢部新町3-15	042-751-0091		二本松子どもセンター	二本松2-1-1	042-771-2266
公民館等	大沢公民館 S	大島1776-5	042-762-0811	相模台子どもセンター	桜台17-1	042-765-5758	
	上溝公民館 S	上溝7-7-17	042-761-2288	星が丘子どもセンター	星が丘3-1-2	042-750-3729	
	橋本公民館 S	橋本6-2-1:橋本駅北口 シティ・プラザはしもと内	042-771-1051	橋本子どもセンター	橋本2-1-37	042-779-7901	
	相原公民館 S	相原4-14-12	042-773-7800	並木子どもセンター	並木2-16-16	042-756-0243	
	小山公民館 S	向陽町8-1	042-755-7500	大野北子どもセンター	淵野辺2-34-2	042-752-6339	
	大野南公民館 S	相模大野5-31-1 : 南合同庁舎内	042-749-2121	上溝南子どもセンター	上溝742-2	042-777-0930	
	新磯公民館 S	磯部916-3	046-256-1900	向陽子どもセンター	向陽町8-23	042-751-9695	
	麻溝公民館 S	当麻1324-2	042-778-2277	鶴園中和田 子どもセンター	上鶴間本町7-8-2	042-748-4748	
	田名公民館 S	田名4834	042-761-1251	大沼子どもセンター	東大沼3-20-15	042-747-0212	
	大野北公民館 S	鹿沼台1-10-20	042-755-6601	清新子どもセンター	清新3-16-7	042-752-8852	
	大野中公民館 S	古淵3-21-1	042-746-6600	鹿島台子どもセンター	鶯野森3-40-1	042-740-0369	
	星が丘公民館 S	星が丘3-1-38	042-755-0600	大島子どもセンター	大島1121-14	042-762-9891	
	清新公民館 S	清新3-16-1	042-755-8000	上鶴間子どもセンター	上鶴間8-10-12	042-740-5655	
	中央公民館 S	富士見2-13-1	042-758-9000	麻溝子どもセンター	下溝670-5	042-777-0778	
	相模台公民館 S	相模台1-13-5	042-743-7871	田名子どもセンター	田名4987-6	042-763-0770	
	相武台公民館 S	新磯野3-29-13	046-256-3700	富士見子どもセンター	富士見2-4-2	042-750-7544	
	東林公民館 S	相南1-10-10	042-744-0087	新磯子どもセンター	新戸2268-1	046-251-4747	
	横山公民館 S	横山台1-20-10	042-756-1555	相武台子どもセンター	新磯野4-1-2	046-255-5200	
	光が丘公民館 S	並木4-7-9	042-756-1117	大野南子どもセンター	旭町14-21	042-740-0288	
	大沼公民館 S	東大沼3-17-15	042-744-7722	城山子どもセンター (町立児童センター)	城山町久保沢2-22-1	042-783-7145	
	上鶴間公民館 S	上鶴間本町7-7-1	042-749-6611	ソレイユさがみ S 男女共同参画 推進センター	橋本6-2-1:橋本駅北口 シティ・プラザはしもと内	042-775-1775	
	大野台公民館 S	大野台5-16-38	042-755-6000	就職支援センター	橋本6-2-1:橋本駅北口 シティ・プラザはしもと内	042-700-1617	
	陽光台公民館 S	陽光台5-6-1	042-755-3451	サン・エールさがみはら 勤労者総合福祉センター	西橋本5-4-20	042-775-5665	
	城山公民館 (町立公民館)	城山町久保沢1-3-1 〔連絡先:城山教育課〕	042-782-1111	産業会館	中央3-12-1	042-768-2311	
	津久井中央公民館	津久井町中野633-1	042-784-3211	北消費生活センター	橋本6-2-1:橋本駅北口 シティ・プラザはしもと内	042-775-1770	
	青根公民館	津久井町青根1372	042-787-2634	相模原消費生活センター	相模原1-1-3:JR相模 原駅ビルシティ・プラザ さがみはら内	042-776-2511	
	三井地域センター	津久井町三井394-1 〔連絡先:津久井市民課〕	042-784-1141	消費生活相談コーナー 4月1日以降は「南消費生活セン ター」に変更となります	相模大野5-31-1:南合 同庁舎内	042-749-2175	
	小網地域センター	津久井町太井252-1	042-784-4947	市民相談室	中央2-11-15:市役所 本庁舎本館内	042-769-8230	
	津久井中央地域センター	津久井町三ヶ木414	042-784-2400	北市民相談室	橋本6-2-1:橋本駅北口 シティ・プラザはしもと内	042-775-1773	
	串川地域センター	津久井町青山1012	042-784-2604	南市民相談室	相模大野5-31-1:南合 同庁舎内	042-749-2171	
	西青山地域センター	津久井町青山3184-1	042-780-5133	さがみはら市民活動 サポートセンター	富士見6-6-23:けやき 会館内	042-755-5790	
	串川ひがし地域センター	津久井町根小屋1619-1	042-784-8264				
鳥屋地域センター	津久井町鳥屋1064	042-785-0049					
青根地域センター	津久井町青根1926 〔連絡先:青根出張所〕	042-787-2511					
桂北公民館	相模湖町与瀬1134-3	042-684-2377					
千木良公民館	相模湖町千木良991-1	042-684-4349					
藤野中央公民館 (中央公民館)	藤野町小淵1992 〔連絡先:藤野教育課〕	042-687-2111					
沢井公民館	藤野町澤井936	042-687-3323					

さがみはらネットワークシステム

※利用対象施設は54ページから56ページの一覧表にSマークが表記されています。

● サービスの内容

- さがみはらネットワークシステムは、家庭の電話機、ファクシミリ、インターネットに接続ができるパソコン、公共施設等に設置してある街頭端末機を利用して、暮らしに便利な情報を受取ることができるシステムです。
- 利用者登録をすると、街頭端末機やご家庭から**利用対象施設「S」**（スポーツ施設や宿泊施設、公民館など）の利用申込みなどの手続きができ、施設使用料を口座振替（一部を除く）で支払うことができます。

● サービスの利用

- 公共施設予約サービスは、平成19年3月11日からご利用できますが、ご利用には利用者登録が必要です。
- 街頭端末機は、旧相模原市内の54施設（津久井総合事務所及び相模湖総合事務所を含む）に設置しています。城山町及び藤野町の区域には、各総合事務所のロビーにそれぞれ1台設置します。

● 利用者登録

- 登録に必要な要件や書類、提出窓口などは、利用する施設により異なります。
- スポーツ・宿泊施設の利用者登録に必要な書類及びさがみはらネットワークシステムガイドブックは、市役所本庁の情報システム課・スポーツ課、利用対象の市営スポーツ施設、津久井総合事務所、相模湖総合事務所のほか、3月1日からは、城山町役場町民課町民情報コーナー及び藤野町役場総務課（3月12日以降は各総合事務所の地域自治区事務所）に置いてあります。
- 総合学習センター・青少年学習センター・ソレイユさがみ・公民館の利用者登録に必要な書類及びさがみはらネットワークシステムガイドブックは、**利用対象施設**の窓口にあります。

● その他

- 詳しい利用方法や公共施設予約サービスの利用対象施設などについては、「相模原市ホームページ」（<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/guide/index.html>）または、各総合事務所の地域自治区事務所などで配布する「さがみはらネットワークシステムガイドブック」をご覧ください。

● 問い合わせ

- 情報提供サービス：☎広報課 TEL.042-769-8200
- 公共施設予約サービス
- ①施設の利用と使用料について
各施設へ直接お問い合わせください。
- ②利用者登録について
 - ・スポーツ・宿泊施設の利用者登録：☎情報システム課 TEL.042-769-8212 ☎スポーツ課 TEL.042-769-8288
 - ・総合学習センター・青少年学習センター・ソレイユさがみ・公民館の利用者登録：各施設の窓口（56ページの一覧表をご覧ください）



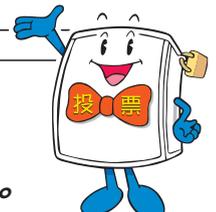
市議会議員選挙

平成19年4月に、次のとおり相模原市議会議員選挙が行われます。

告 示 日	平成19年4月15日（日）
投 票 日 時	平成19年4月22日（日）午前7時から午後8時まで
選挙すべき議員の数	現城山町を区域とする選挙区 2人 現藤野町を区域とする選挙区 1人
投票できる方	新相模原市の選挙人名簿に登録されている方のうち、現在の2町の区域で登録されている方は、それぞれの選挙区で投票することができます。ただし、投票日までに新相模原市外へ転出した方は投票できません（期日前投票ができる場合があります）。
投票場所	告示日頃に郵送される入場整理券（封書）をご覧ください。 期日前投票は、平成19年4月16日（月）から4月21日（土）まで、選挙区ごとに行います（時間は午前8時30分から午後8時まで）。
問 い 合 わ せ	☎相模原市選挙管理委員会事務局 TEL.042-769-8290

※統一地方選挙として実施される県知事・県議会議員選挙、市議会議員選挙の日程・期日前投票・投票できる方・投票場所等、詳しくは後日発行する広報さがみはら等でお知らせいたします。

あなたの一票を大切にしましょう。



「よくある質問とその回答 (FAQ)」を相模原市のホームページで検索できます。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>

市に関する
お問い合わせは
こちらへ!

市役所での手続き、イベント情報、施設案内 などの質問にお答えします

コールセンターは、休日や夜間などの問い合わせや複数の部署にまたがる問い合わせにも利用できます。市のさまざまな業務に関してわからないことがありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

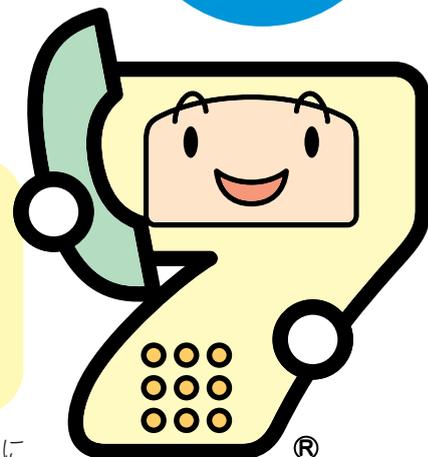
ちょっと

おしえてコール相模原

☎042-770-7777

利用時間 午前8時～午後9時 (年中無休)

※ファクスも利用できます。FAX 042-770-7766



皆さんからの問い合わせに
オペレーターがお答えします

例えば、こんな質問…

- 住民票を郵送で請求するときの手続きはどうすればいいの?
 - ごみの分別方法を教えてほしい
 - スポーツ施設の予約方法が知りたいのですが
 - 休日や夜間に診察してくれる医療機関はありますか? など
- ※コールセンターは、個人情報や専門的なことに関するお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

〔名称〕
相模原市

〔合併の日〕
平成19年3月11日(日)

〔市役所本庁舎〕
〒229-8611 相模原市中央2-11-15 TEL.042-754-1111 (代表)

〔城山総合事務所〕
〒220-0192 相模原市城山町久保沢1-3-1 TEL.042-782-1111 (代表)

〔津久井総合事務所〕
〒220-0292 相模原市津久井町中野633 TEL.042-784-1141 (代表)

〔相模湖総合事務所〕
〒229-0192 相模原市相模湖町与瀬896 TEL.042-684-3211 (代表)

〔藤野総合事務所〕
〒229-0292 相模原市藤野町小淵2000 TEL.042-687-2111 (代表)

〔市章〕



市章の由来

片仮名「サ」三つと片仮名「ハラ」を図案化したもので、市民が互いに手を取り合って明朗なごやかに進む姿、すこやかに伸び行く相模原市を象徴しています。

市の木



けやき

市の花



あじさい

市の鳥



ひばり

市の色



みどり

暮らしのガイドブック ~城山町・藤野町のみなさまへ~

〔発行〕相模原市・城山町合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会

〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23けやき会館3階 TEL042-769-8206 / FAX042-768-4066

ホームページ〔相模原市・城山町合併協議会〕<http://www.ss-gappei.jp> 〔相模原市・藤野町合併協議会〕<http://www.sf-gappei.jp>

※合併後の「合併に関するお問い合わせ先」について

合併日の前日(平成19年3月10日)をもって「相模原市・城山町合併協議会」及び「相模原市・藤野町合併協議会」は廃止される予定です。合併後の「合併に関するお問い合わせ先」は、☎相模原市広域行政推進課TEL042-769-8206へ、平成19年4月1日以降は、☎相模原市企画政策課TEL042-769-8203へお問い合わせください。また、合併協議会のホームページも合併日の前日をもって閉鎖となりますが、引き続き相模原市のホームページからご覧いただけます。

発行日：平成19年2月

